

<h1>静岡市報</h1>	No. 48
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市個人情報保護に関する法律施行条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 静岡市職員の高齢者部分休業に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- 静岡市行政不服審査法等施行条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・21
- 静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 静岡市職員定数条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 静岡市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- 静岡市暴力団排除条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
- 静岡市体育館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
- 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例・・・・35
- 静岡市蒲原プール条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
- 静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
- 静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
- 静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
- 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例・42
- 静岡市交通遺児等福祉手当条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・46
- 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
- 静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
- 静岡市旅館業法等施行条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・52
- 静岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・53

○静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例	54
○静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例の一部を改正する条例	56
○静岡市都市公園条例の一部を改正する条例	57
○静岡市博物館条例の一部を改正する条例	58
○静岡市水防団条例の一部を改正する条例	59
○静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	60
○静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	61
○静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例	62
○静岡市下水道条例の一部を改正する条例	63
○静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例	64
○静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例	65
○静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改 正する条例	67
○静岡市議会の個人情報保護に関する条例	70
○静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例	92
○静岡市税条例の一部を改正する条例	93

## 規 則

○静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改 正する規則	97
○静岡市個人情報の保護に関する法律等施行規則	98
○静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則	104
○静岡市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則	105
○静岡市公印規則の一部を改正する規則	106
○静岡市事務専決規則の一部を改正する規則	112
○静岡市副市長事務分担規則の一部を改正する規則	118
○静岡市広報及び広聴に関する規則の一部を改正する規則	119
○静岡市物品管理規則の一部を改正する規則	120
○静岡市予算規則の一部を改正する規則	121
○静岡市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	122
○静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会規則の一部を改正する規則	123

○静岡市公文書管理規則の一部を改正する規則	124
○静岡市行政不服審査法等施行規則	125
○静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	128
○静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	131
○静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	134
○静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	135
○静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	136
○静岡市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	138
○静岡市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	139
○静岡市職員被服貸与規則の一部を改正する規則	141
○静岡市職員の高齢者部分休業に関する規則	142
○静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	145
○静岡市定年退職者等の再任用に関する規則を廃止する規則	147
○静岡市消費生活条例施行規則の一部を改正する規則	148
○静岡市がん検診精度管理協議会部会設置規則	149
○静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則	150
○静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則	151
○静岡市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	152
○静岡市医療法施行細則の一部を改正する規則	155
○静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則	162
○静岡市交通遺児等福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則	190
○静岡市会計規則の一部を改正する規則	197
○静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	205
○静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	211
○静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部改正	216
○静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則	220
○静岡市精神障害者医療費助成規則の一部を改正する規則	225

### 人事委員会規則

- 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号級に関する規則の一部を改正する規則・・・227
- 静岡市職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・229
- 静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・230
- 静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・231
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・232
- 静岡市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・234
- 静岡市職員の定年に係る勤務延長に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・235
- 静岡市職員の給与に関する条例附則第35項等の規定による給料の取扱いに関する規則・238
- 静岡市職員の給料の切替に伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・249
- 静岡市人事委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則・・・・・・・・251

#### 教育委員会規則

- 静岡市旧マッケンジー住宅の管理に関する規則を廃止する規則・・・・・・・・・・253
- 静岡市体育館条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・254
- 静岡市蒲原プール条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・255
- 静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則・256
- 静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部を改正する規則・258
- 静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・259
- 静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・261
- 静岡市率高等学校学則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・263
- 静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・264
- 静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・265
- 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・267
- 静岡市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則・・・・・・・・269

#### 上下水道局管理規程

- 静岡市企業職員の勤務時間、休暇等に関する規定の一部を改正する規程・・・・・・・・271
- 静岡市下水道条例施行規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・272
- 静岡市上下水道局公印規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・273
- 静岡市上下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・275
- 静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程・・・・・・・・276
- 静岡市都市計画下水道事業受益者負担金等の滞納処分に関する管理者の権限に属する事務

の一部を委任する規程の一部を改正する規程	277
○静岡市都市計画下水道受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程	278
○静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程	279
○静岡市上下水道局専務専決規程の一部を改正する規程	281
○静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部を改正する規程	290
○静岡市企業職員で非常勤のものに対する給与の種類及び基準に関する規程の一部を改正する規程	291
○静岡市企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程	292
○静岡市企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程	294
○静岡市公営企業管理者の所管に係る個人情報保護に関する法律等施行規程	295
○静岡市企業職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規程	296
<b>静岡市議会規則</b>	
○静岡市議会会議規則の一部を改正する規則	298
<b>訓 令</b>	
○静岡市職員安全衛生管理規程の一部改正	300
○静岡市指定管理者選定委員会規程の一部改正	303
○静岡市事務事業危機管理本部設置規程の一部改正	304
○静岡市業務改善推進規程の一部改正	307
○静岡市建設業者等選定委員会規程の一部改正	310
○静岡市委託業務等業者選定委員会規程の一部改正	311
○静岡市特定委託業務等業者選定委員会規程の一部改正	314
○静岡市物品調達業者選定委員会規程の一部改正	315
○静岡市内部統制の実施に関する規程の一部改正	316
○静岡市危機対策本部設置規程の一部改正	319
○職員の人事異動に関する訓令	322
○静岡市表彰審査委員会規程の一部改正	323
○静岡市区における総合的な行政運営の推進に関する規程の一部改正	324
○静岡市経営会議規程の一部改正	325
○静岡市における組織的連携のための体制の整備に関する規程の一部改正	326
○静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条第6項の規定による休憩時間の短縮に係る請求等の手続に関する規程の一部改正	327

○静岡市生涯学習推進本部設置規程の一部改正	328
○静岡市公文例規程の一部改正	329
○静岡市政策法務推進規程の一部改正	330
○静岡市職員の人事記録に関する規程の一部改正	331
○静岡市職員の人事評価に関する規程の一部改正	332
○静岡市職員服務規程の一部改正	333
○静岡市職員研修規程の一部改正	334
○静岡市職員互助会規則施行規程の一部改正	335
○静岡市職員の児童手当事務取扱規程の一部改正	336
○静岡市建設工事監督規程の一部改正	338
○静岡市建設工事に係る測量、調査及び設計の業務委託に係る監督規程の一部改正	339
○静岡市車両管理規程の一部改正	340
○静岡市緑化推進本部設置規程の一部改正	341
○静岡市職員出勤簿整理規程の一部改正	342
○静岡市職員の辞令書の交付等に関する規程の一部改正	343
○静岡市公文書管理規程の一部改正	345
<b>教育委員会訓令</b>	
○静岡市立小・中学校処務規程の一部改正	347
<b>上下水道局訓令</b>	
○職員の人事異動に関する訓令	349
<b>告 示</b>	
○子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により徴収する額を定めた告示の一部改正	351
○静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示の一部改正	352
○地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者を指定した告示の一部改正	353
○地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示の一部改正	355
○静岡市土地利用委員会要綱の一部改正	357

**上下水道局告示**

- 静岡市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定に関する告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・360

**消防本部告示**

- 静岡市消防長の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程・・・・・・・・・・・・362

**農業委員会告示**

- 静岡市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程・・・・・・・・・・・・364

**議会告示**

- 静岡市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程・・・・・・・・・・・・・・366  
○静岡市議会事務局処務規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・379

**選挙管理委員会告示**

- 静岡市選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程・・・・・・・・382

**葵区選挙管理委員会告示**

- 静岡市葵区選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程・・・・384

**駿河区選挙管理委員会告示**

- 静岡市駿河区選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程・・・・386

**清水区選挙管理委員会告示**

- 静岡市清水区選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程・・・・388

**監査委員告示**

- 静岡市監査委員の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程・・・・・・・・・・・・390  
○静岡市監査基準の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・391

**固定資産評価審査委員会告示**

- 静岡市固定資産評価審査委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程・・・・393

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年静岡市条例第9号）

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法が地方公共団体に直接適用されるため、静岡市個人情報保護条例を廃止するとともに、同法の施行について必要な事項を定めるため、本条例を制定することとした。

---

◇ 静岡市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和5年静岡市条例第10号）

地方公務員の定年引上げに伴い、職員の高齢者部分休業について必要な事項を定めるため、本条例を制定することとした。

---

◇ 静岡市行政不服審査法等施行条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第11号）

静岡市個人情報保護条例の廃止に伴い、同条例に規定していた静岡市個人情報保護審査会の組織及び運営に関する項目を規定するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第12号）

附属機関を新たに設置するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市職員定数条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第13号）

市長の事務部局等における職員定数を改めるため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市手数料条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第14号）

放課後児童健全育成事業の手数料を新設するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市暴力団排除条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第15号）

静岡市個人情報保護条例の廃止に伴い、引用条項を整理するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市体育館条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第16号）

清水三保体育館の廃止に伴い、清水三保体育館に関する事項を削除するとともに、由比体育館及び蒲原体育館の使用料及び利用料金について、利用面積に応じた区分を新設するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第17号）

清水西河内小学校グラウンド夜間照明施設を廃止することに伴い、所要の改正をすることとした。



---

◇ 静岡市蒲原プール条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第18号）

蒲原中学校プールの一般開放の終了に伴い、蒲原プールの利用対象者を拡大するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第19号）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準府令の一部改正に伴い、懲戒に関する規程を削除するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第20号）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令に関する基準省令の一部改正に伴い、自動車を運行する場合の所在の確認に関する基準を追加するなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第21号）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、自動車を運行する場合の所在の確認に関する基準を追加するなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第22号）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、自動車を運行する場合の所在の確認に関する基準を追加するなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市交通遺児等福祉手当条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第23号）

労働者災害補償保険法の一部改正に伴い、災害の定義を追加するなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第24号）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令一部改正に伴い、自動車

を運行する場合の所在の確認に関する基準を追加するなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第25号）

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、自動車を運行する場合の所在の確認に関する基準を追加するなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市旅館業法等施行条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第26号）

混浴制限年齢を改めるため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第27号）

混浴制限年齢を改めるため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第28号）

創作体験の種類に模型を追加するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第29号）

開場期間を変更するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市都市公園条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第30号）

駿府城公園乗船場の拡大に伴い、使用料を改めるため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市博物館条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第31号）

博物館法の一部改正に伴い、引用条項を整理するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市水防団条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第32号）

水防団員の処遇改善を図るため、出勤報酬について、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第33号）

下水道法に基づく事業計画の変更に伴い、計画処理人口を変更するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第34号）

地方公務員の定員引上げに伴い、高齢者部分休業に係る給与の減額に関する規定を追加するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第35号）

地方自治法の一部改正に伴い、水道料金の納付方法に指定納付受託者による納付を追加するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市下水道条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第36号）

地方自治法の一部改正に伴い、下水道使用料の納付方法に指定納付受託者による納付を追加するとともに、下水道使用料の10円未満の端数の切り捨てに関する規定を削除するため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第37号）

健康保険法施行令及び国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金を改めるなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第38号）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準府省令の一部改正に伴い、懲戒に関する規定を削除するなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第39号）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、自動車を運行する場合の所在の確認に関する基準を追加するなど、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年静岡市条例第40号）

静岡市議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、本条例を制定することとした。

---

◇ 静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第41号）

議会運営の見直し等に伴い、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市税条例の一部を改正する条例（令和5年静岡市条例第42号）

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。

# 条 例

静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

### 静岡市条例第9号

静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(保有個人情報取扱業務登録簿)

第3条 市の機関等（市の機関（議会を除く。以下同じ。）及び市の設立に係る地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う業務（市の財産区に関するものを含む。以下「個人情報取扱業務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 業務の名称
  - (2) 保有個人情報の保有の根拠となる法令又は条例
  - (3) 保有個人情報の利用目的
  - (4) 保有個人情報に記録される項目及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として保有個人情報に記録される個人の範囲
  - (5) 保有個人情報に記録される項目に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
- 2 市の機関等は、個人情報取扱業務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱業務について登録簿に登録しなければならない。
- 3 市の機関等は、個人情報取扱業務を廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、

登録簿の当該個人情報取扱業務に係る登録を抹消し、又は変更しなければならない。

4 市の機関等は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(開示情報)

第4条 法第78条第2項において読み替えて適用する同条第1項に規定する開示することとされている情報として条例で定めるものは、静岡市情報公開条例(平成15年静岡市条例第4号)第7条第1号ウ(氏名に関する情報に限る。)及びエに掲げる情報とする。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により市の機関又は市の財産区に関して納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用の範囲内で市規則で定める額を負担しなければならない。

3 法第87条第1項の規定により保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書(電磁的記録に限る。)の開示を受ける者は、当該地方公共団体等行政文書の複写、複製等に要する費用の範囲内で市規則で定める額を負担しなければならない。

(開示請求書の記載事項)

第6条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市規則で定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限)

第7条 法第83条第1項の規定にかかわらず、開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第8条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報につ

いては相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限  
(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第9条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、2万1,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 1万2,600円  
(静岡市情報公開・個人情報保護審議会への諮問)

第10条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例(平成19年静岡市条例第11号)第17条に規定する静岡市情報公開・個人情報保護審議会に諮問するものとする。

- (1) この条例を改正し、又はこの条例を廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定による措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。



(旧条例の廃止)

- 2 静岡市個人情報保護条例（平成17年静岡市条例第9号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の静岡市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項又は第56条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2項に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において旧実施機関の職員であった者のうち、同日において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 施行日の前日において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

- 4 施行日の前日までに旧条例第15条、第27条第1項又は第34条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

- 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日の前日において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項第1号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日の前日において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第3項第2号に掲げる者

- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日の前日において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 7 旧条例の規定が廃止される前にした違反行為の処罰については、当該廃止の後も、なお従前の例による。

(静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例の一部改正)

- 8 静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例（平成19年静岡市条例第11号）の一部を次のように改める。

第5条中「個人情報」の次に「、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき」を加える。

第14条を次のように改める。

#### 第14条 削除

第19条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年静岡市条例第9号）第10条及び静岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年静岡市条例第40号）第51条の規定による諮問に関する事項

静岡市職員の高齢者部分休業に関する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第10号

##### 静岡市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業（法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第2条 任命権者は、60歳に達した職員（臨時的に任用される職員その他の法律及び条例により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が高齢者部分休業をすることを承認することができる。

2 前項の承認は、静岡市職員勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）第8条第1項に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として1日につき2時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 第1項の規定により承認する期間の始期は、60歳に達した日以後における最初の4月1日以後の日であって任命権者が定める日とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号。以下「給与条例」という。）第38条（静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号。以下「教育職員給与条例」という。）第14条（静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）第14条において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。）

む。)の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が正規の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を静岡市職員退職手当支給条例(平成15年静岡市条例第53号)第13条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び静岡市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和5年静岡市条例第10号)第4条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び静岡市職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた勤務しない時間をいう。以下同じ。)を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第6条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に係る高齢者部分休業の承認は、施行日前においても、第2条の規定の例により行うことができる。

静岡市行政不服審査法等施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第11号

静岡市行政不服審査法等施行条例の一部を改正する条例

静岡市行政不服審査法等施行条例（平成28年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市行政不服審査法施行条例

第1条中「等」を削る。

第3条第1項中「第9条第3項」の次に「及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第106条第2項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第4条第1項中「同条第5項（）」の次に「法第9条第3項及び個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合並びに」を加え、同条第2項中「第38条第1項（）」の次に「法第9条第3項及び個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合並びに」を加える。

第5条の見出しを「（静岡市行政不服審査会等）」に改め、同条中「の名称」を削り、「静岡市行政不服審査会（以下「審査会」という。）」を「次の各号に掲げる諮問の区分に応じ、当該各号に定める機関」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 法第43条第1項の規定による諮問 静岡市行政不服審査会
- (2) 個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項又は静岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年静岡市条例第40号）第46条第1項の規定による諮問 静岡市個人情報保護審査会

第6条中「審査会は、」を「静岡市行政不服審査会又は静岡市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、それぞれ」に改める。

第7条第1項中「委員は、審査会の」を「静岡市行政不服審査会の委員はその」に改め、「うちから」の次に「、静岡市個人情報保護審査会の委員は個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから」を加える。

第19条を第22条とする。

第18条中「第5条から前条まで」を「この条例」に、「審査会の運営」を「法の施行」に、「会長が審査会に諮って」を「市規則で」に改め、同条を第21条とし、第17条を第20条とする。

第16条中「第14条」を「第17条」に改め、同条を第19条とする。

第15条中「第38条第1項（）」の次に「法第9条第3項及び個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する場合並びに」を加え、同条を第18条とし、第14条を第17条とし、第13条を第16条とする。

第12条第3号中「第16条」を「第19条」に改め、同条を第15条とし、第11条を第14条とし、第10条を第13条とし、第9条の次に次の3条を加える。

(静岡市個人情報保護審査会の調査権限)

第10条 静岡市個人情報保護審査会は、必要があると認めるときは、審査庁又は処分庁に対し、開示決定等（個人情報保護法第78条第1項第4号の開示決定等をいう。以下同じ。）、訂正決定等（個人情報保護法第94条第1項の訂正決定等をいう。以下同じ。）又は利用停止決定等（個人情報保護法第102条第1項の利用停止決定等をいう。以下同じ。）に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項の保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、静岡市個人情報保護審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 審査庁又は処分庁は、静岡市個人情報保護審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 静岡市個人情報保護審査会は、必要があると認めるときは、審査庁又は処分庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を静岡市個人情報保護審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、静岡市個人情報保護審査会に提出するよう求めることができる。

(提出資料の写しの送付)

第11条 静岡市個人情報保護審査会は、前条第3項又は法第81条第3項において準用する法第74条若しくは第76条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し（電磁的記録にあっては、これに記録された事項を記載した書面）を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人、参加人又は審査庁若しくは処分庁（以下「審査請求人

等」という。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 静岡市個人情報保護審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、静岡市個人情報保護審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続等の非公開)

第12条 審査会の行う調査審議に係る手続及び公文書(静岡市情報公開条例(平成15年静岡市条例第4号)第2条第2項に規定する公文書をいう。)は、公開しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の施行に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年静岡市条例第9号)附則第2項の規定による廃止前の静岡市個人情報保護条例(平成17年静岡市条例第9号)第43条第1項の規定により置かれている静岡市個人情報保護審査会は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定により置かれる静岡市個人情報保護審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第12号

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例

静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長の表中

「

静岡市食育 推進会議	食育基本法（平成17 年法律第63号）第33 条第1項に基づく 市町村食育推進計 画の作成及びその 実施の推進につい て調査審議するこ と。	15人以 内	1 学識経験を 有する者 2 食育の推進 に関する団 体を代表する 者 3 市民 4 国の関係地 方行政機関の 職員 5 市職員	2年	委員の互 選により 定める者
---------------	---	-----------	--	----	----------------------

を

」

静岡市食育 推進会議	食育基本法（平成17 年法律第63号）第33 条第1項に基づく 市町村食育推進計 画の作成及びその	15人以 内	1 学識経験を 有する者 2 食育の推進 に関する団 体を代表する	2年	委員の互 選により 定める者
---------------	---	-----------	---	----	----------------------



	実施の推進について調査審議すること。		者 3 市民 4 国の関係地方行政機関の職員 5 市職員		
静岡市国民健康保険特定健康診査等実施計画推進協議会	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第19条第1項に規定する特定健康診査等実施計画の実施の推進について調査審議すること。	7人以上	1 学識経験を有する者 2 医師 3 特定健康診査等を実施する機関を代表する者 4 市民	2年	委員の互選により定める者
静岡市がん検診精度管理協議会	健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第4条の2第6号に規定するがん検診の精度管理に係る施策について調査審議すること。	8人以上	1 学識経験を有する者 2 医師 3 がん検診を実施する機関を代表する者 4 市民	2年	委員の互選により定める者

に、

静岡市難病患者在宅療養支援計画策定・評価委員会	1 要支援難病患者に係る在宅療養支援計画の策定、評価及び改善について調査審議すること。	7人以上	1 難病治療に従事する医師 2 難病患者等に係る医療又は福祉に関する事業に従事	2年	委員の互選により定める者
-------------------------	---	------	--	----	--------------

	<p>2 要支援難病者に係る在宅療養支援計画の円滑な実施を推進するための関係機関との協力について調査審議すること。</p>		<p>する者 3 関係行政機関の職員</p>		<p>を</p>
--	---	--	----------------------------	--	----------

を

「

<p>静岡市難病患者在宅療養支援計画策定・評価委員会</p>	<p>1 要支援難病者に係る在宅療養支援計画の策定、評価及び改善について調査審議すること。 2 要支援難病者に係る在宅療養支援計画の円滑な実施を推進するための関係機関との協力について調査審議すること。</p>	<p>7人以内</p>	<p>1 難病治療に従事する医師 2 難病患者等に係る医療又は福祉に関する事業に従事する者 3 関係行政機関の職員</p>	<p>2年</p>	<p>委員の互選により定める者</p>
<p>静岡市感染症対策協議会</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第10条第1項の予防計画の</p>	<p>12人以内</p>	<p>1 感染症に関し優れた識見を有する者 2 市内の病院を代表する者 3 市内の医師</p>	<p>2年</p>	<p>委員の互選により定める者</p>

に、

	策定及び変更並びにその実施の推進について調査審議すること。		会を代表する者 4 市民		
--	-------------------------------	--	-----------------	--	--

」

「

静岡市森林整備計画策定委員会	森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5第1項の市町村森林整備計画の策定及び変更について調査審議すること。	9人以上	1 学識経験を有する者 2 林業関係団体を代表する者 3 木材業関係団体を代表する者 4 林業従事者を代表する者 5 国の関係地方行政機関の職員 6 静岡県職員	委嘱の日から当該調査審議が終了する日まで	委員の互選により定める者
----------------	--	------	---	----------------------	--------------

を

」

「

静岡市森林整備計画策定委員会	森林法(昭和26年法律第249号)第10条の5第1項の市町村森林整備計画の策定及び変更について調査審議すること。	9人以上	1 学識経験を有する者 2 林業関係団体を代表する者 3 木材業関係団体を代表する者	委嘱の日から当該調査審議が終了する日まで	委員の互選により定める者
----------------	--	------	--	----------------------	--------------

			4 林業従事者を代表する者 5 国の関係地方行政機関の職員 6 静岡県職員		
静岡駅南口駅前広場再整備検討委員会	静岡駅南口駅前広場の再整備に関する計画の策定及び推進について調査審議すること。	15人以上	1 学識経験を有する者 2 静岡駅に関連する公共交通事業者を代表する者 3 静岡県警察官 4 関係団体を代表する者 5 町内会及び自治会の代表者 6 市民	2年	委員の互選により定める者

に

改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第13号

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 議会の事務部局の職員 22人
- (2) 市長の事務部局の職員 4,102人

第2条第5号を次のように改める。

- (5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 3,443人

第2条第9号を次のように改める。

- (9) 企業職員 330人

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第14号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

精神障害者地域活動支援センター事業	1日につき 100円 (定期利用の場合は、1月につき500円)	を
-------------------	------------------------------------	---

」

「

精神障害者地域活動支援センター事業	1日につき 100円 (定期利用の場合は、1月につき500円)	
放課後児童健全育成事業	葵区及び駿河区並びに静岡市立蒲原東小学校、静岡市立由比小学校及び静岡市由比児童館で実施する事業	8月及び3月以外の月 児童1人1月につき 9,500円 (7月における21日以後の利用のみの場合は、3,400円)
		8月 児童1人につき 14,000円
		3月 児童1人につき 12,000円
	清水区で実施する事業(静岡市立蒲原東小学校、静岡市立由比小	8月及び3月以外の月 児童1人1月につき 7,500円 (7月における21日以後の利用のみの場合は、2,600円)

」に

学校及び静岡市由比 児童館で実施する事 業を除く。)	8月	児童1人につき 12,000円
	3月	児童1人につき 10,000円

」

改め、同表に備考として次のように加える。

備考 放課後児童健全育成事業を午後6時から午後7時までの間に利用しようとする場合の手数料の額は、この表の手数料の額に児童1人1日につき100円を加算する。この場合において、当該加算する額は、児童1人1月につき1,000円を上限とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第15号

静岡市暴力団排除条例の一部を改正する条例

静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条中「静岡市個人情報保護条例（平成17年静岡市条例第9号）第2条第1項の実施機関」を「静岡市議会及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第63条に規定する行政機関の長等である市の機関」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



静岡市体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第16号

静岡市体育館条例の一部を改正する条例

静岡市体育館条例（平成15年静岡市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

静岡市長田体育館	静岡市駿河区鎌田574番地の1
静岡市清水三保体育館	静岡市清水区三保2069番地の26

を

」

「

静岡市長田体育館	静岡市駿河区鎌田574番地の1
----------	-----------------

に

」

改める。

第4条第2項中「静岡市清水三保体育館及び静岡市由比体育館（以下「静岡市清水三保体育館等」という。）」を「静岡市由比体育館」に、「静岡市清水三保体育館等以外」を「静岡市由比体育館以外」に改める。

第5条第3項及び第6条第1項中「静岡市清水三保体育館等」を「静岡市由比体育館」に改める。

第8条中「静岡市清水三保体育館等の利用の」を「静岡市由比体育館の利用の」に、「静岡市清水三保体育館等の利用者」を「静岡市由比体育館の利用者」に改め、「及び別表第2まで」を削る。

第10条中「静岡市清水三保体育館等の利用者」を「静岡市由比体育館の利用者」に改める。

第10条の2中「静岡市清水三保体育館等」を「静岡市由比体育館」に改める。

第16条第1項及び第2項中「静岡市清水三保体育館等」を「静岡市由比体育館」に改め、同

条第3項中「別表第3から別表第8まで」を「別表第2から別表第7まで」に改める。

第18条及び第20条中「静岡市清水三保体育館等」を「静岡市由比体育館」に改める。

別表第1を削る。

別表第2備考中11を12とし、10を11とし、9を10とし、8の次に次のように加え、同表を別表第1とする。

9 アリーナの一部を専用利用する場合において、その利用面積が2分の1に満たないときの使用料の額は、この表による使用料の額の2分の1に相当する額とする。

別表第3を別表第2とし、別表第4から別表第7までを1表ずつ繰り上げる。

別表第8備考中11を12とし、10を11とし、9を10とし、8の次に次のように加え、同表を別表第7とする。

9 静岡市蒲原体育館の一部を専用利用する場合において、その利用面積が2分の1に満たないときの利用料金の限度額は、この表による金額の2分の1に相当する額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例による改正後の静岡市体育館条例別表第7の規定に基づく静岡市蒲原体育館の利用に係る利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第17号

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例（平成15年静岡市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

清水中河内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区中河内2583番地の1
清水西河内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区西里143番地

を

」

「

清水中河内小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市清水区中河内2583番地の1
---------------------	-------------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市蒲原プール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第18号

静岡市蒲原プール条例の一部を改正する条例

静岡市蒲原プール条例（平成17年静岡市条例第182号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に対する水泳」を「の水泳及び市民の健康増進」に改め、「児童等の体育」の次に「及び市民のスポーツ」を加える。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第2号中「第5条第2項」を「第4条第2項」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第19号

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

#### 第26条 削除

第50条及び第51条第3項中「及び第23条」を「、第23条から第25条まで及び第27条」に改める。

第53条第6項中「「行わない」と」の次に「、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において読み替えて準用する前項各号」とを、「第5項中」の次に「「前項」とあるのは「第6項において読み替えて準用する前項」と、」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第20号

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第21条を第24条とし、第14条から第20条までを3条ずつ繰り下げる。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改め、同条を第16条とし、同条の前に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第15条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第12条を第14条とし、第7条から第11条までを2条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

附則第2条及び第3条を削り、附則第1条の見出し及び条名を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第21号

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第7条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）



第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第22号

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例  
(静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第13条の2」を「第12条の3」に改め、「除く。」の次に「第12条の2及び」を加える。

第7条の2の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の3 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行

うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第12条の次に次の2条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第12条の3 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第13条の2を削る。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

第66条の17に次の1項を加える。

10 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第108号）第2条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第66条の23第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第66条の23に次の1項を加える。

2 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第8条中「附則第2項」を「附則第2項本文」に改め、「准看護師」の次に「（以下この条において「看護師等」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の」を削り、「（以下「新設備運営基準条例」という。）

第13条の2」を「第12条の3」に改める。

附則第3項中「新設備運営基準条例」を「この条例による改正後の静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新設備運営基準条例」という。）」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第7条の3（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。
- 3 新条例第7条の4第2項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

静岡市交通遺児等福祉手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第23号

静岡市交通遺児等福祉手当条例の一部を改正する条例

静岡市交通遺児等福祉手当条例(平成15年静岡市条例第152号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号中「及び同項第2号」を「、同項第2号に規定する複数業務要因災害及び同項第3号」に改める。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前支払月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその区分の手当は、その支払月でない月であっても、支払うものとする。

第6条第2項の表前期の項支払月の欄中「9月」を「10月」に改め、同表後期の項支払月の欄中「3月」を「4月」に改め、同条第3項を削る。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第24号

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第108号）第2条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第6条に次の1項を加える。

- 9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第40条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第40条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する

事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第40条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第46条を次のように改める。

#### 第46条 削除

第55条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第58条中「、第46条」を削る。

第62条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型



認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第70条中「第47条まで」を「第45条まで、第47条」に改める。

第80条の9及び第88条中「第38条の2」の次に「、第40条の2、第40条の3第1項」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第46条、第58条及び第70条の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第40条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。
- 3 新条例第40条の3第2項の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第25号

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第37条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第37条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第37条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しな

ければならない。

第43条を次のように改める。

#### 第43条 削除

第57条中「第44条まで」を「第42条まで、第44条」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第43条及び第57条の改正規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第37条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

静岡市旅館業法等施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第26号

静岡市旅館業法等施行条例の一部を改正する条例

静岡市旅館業法等施行条例（平成24年静岡市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

別表第1の6（10）中「10歳」を「7歳」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

静岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第27号

静岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

静岡市公衆浴場法施行条例（平成24年静岡市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第4条第16号中「10歳」を「7歳」に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第28号

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部を改正する条例

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例（平成15年静岡市条例第189号）の一部を次のように改正する。

別表1 一般体験（2）自由体験コースの表中

「

サンドブラスト			を
---------	--	--	---

」

「

サンドブラスト			に
模型			

」

改め、別表2 教室体験の表中

「

ガラス工芸			を
-------	--	--	---

」

「

ガラス工芸			に
模型			

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例別表の規定に基づく静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の利用料金の設定は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第29号

静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例の一部を改正する条例

静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例（平成15年静岡市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次のとおり」を「4月の第4土曜日から11月30日まで」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



静岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第30号

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例

静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3公園施設を管理する場合の表中「24,400円」を「24,880円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第31号

静岡市博物館条例の一部を改正する条例

静岡市博物館条例（平成15年静岡市条例第275号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条の規定に基づき、」を「第2条第1項に規定する」に改める。

第11条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市水防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

### 静岡市条例第32号

静岡市水防団条例の一部を改正する条例

静岡市水防団条例（平成15年静岡市条例第291号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「第10条の規定により出動した場合」を「別表第3の左欄に掲げる職務に従事したとき」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第12条、第13条関係）

#### 出動報酬

職務		支給額（1日につき）
水害出動	4時間未満	4,000円
	4時間以上	8,000円
水害出動以外の活動	4時間未満	2,000円
	4時間以上	3,500円

備考 出動時間が24時間を超えるときは、出動の開始から24時間ごとに1日として区切り、各日の出動時間に応じて支給額を計算する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から施行日以後に引き続き職務に従事した場合における報酬の支給については、なお従前の例による。

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第33号

静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第297号）の一部  
を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「587,600人」を「567,900人」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第34号

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年静岡市条例第298号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項中「をいう。）」の次に「又は高齢者部分休業（同法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業に相当するものをいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第35号

静岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

静岡市水道事業給水条例（平成15年静岡市条例第299号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「料金は、」の次に「管理者が定める方法により」を加え、「ものとし、その方法は、口座振替又は直接納付によるものとする」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第36号

静岡市下水道条例の一部を改正する条例

静岡市下水道条例（平成15年静岡市条例第301号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項を削る。

第15条第1項中「口座振替又は直接納付の」を「管理者が定める」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市下水道条例第12条の規定は、令和5年5月以後の月分の下水道使用料について適用し、同年4月分までの下水道使用料については、なお従前の例による。

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第37号

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

第14条の6中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改め、同条第3項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第23条の2第3項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第14条の6及び第23条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。



静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第38号

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第20条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第20条の2 幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に実施し、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第21条を次のように改める。

#### 第21条 削除

附則第8条中「前2条」を「前3条」に、「又は市長」を「、市長」に、「認める者を」を「認める者又は看護師等を」に、「並びに市長」を「、市長」に、「認める者の」を「認める者並びに看護師等の」に改め、同条を附則第9条とし、附則第7条の次に次の1条を加える。

第8条 第7条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第7条第3項の表備考1に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第39号

静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年静岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第23条を第24条とし、第20条から第22条までを1条ずつ繰り下げる。

第19条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加え、同条を第20条とする。

- (5) 認定こども園の職員の日々の指導については、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものであること。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第17条 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

- 2 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

附則第4項中「附則第7項」を「附則第8項」に改める。

附則第7項の表中

「

附則第6項	第5条第1項、第2項及び第3項の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状所持者又は保育士の資格を有する者	市長が幼稚園教諭免許状所持者又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者	を
-------	---	--	---

」

「

附則第6項	第5条第1項、第2項及び第3項の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状所持者又は保育士の資格を有する者	市長が幼稚園教諭免許状所持者又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者	に
附則第7項	第5条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等	

」

改め、同項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

- 7 第5条第1項により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第17条第2項の規定の適用については、認定こども園において子どもの通園を目的とした自動車であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつ

き困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えず、及び同条第1項の規定による確認をしないことができる。この場合において、子どもの通園を目的とした自動車を運行する当該認定こども園の設置者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

静岡市議会の個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市条例第40号

### 静岡市議会の個人情報の保護に関する条例

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条・第18条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
  - 第1節 開示（第19条—第31条）
  - 第2節 訂正（第32条—第38条）
  - 第3節 利用停止（第39条—第44条）
  - 第4節 審査請求（第45条—第47条）
- 第5章 雑則（第48条—第53条）
- 第6章 罰則（第54条—第58条）

#### 附則

##### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、静岡市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、

若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報という。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個

人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、保有個人情報のうち、特定個人情報であるものをいう。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）



第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第18条第1項第2号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合

致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会から個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第54条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものが生じたときは、本人に対し、議長が定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第21条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、次の各号のいずれかに該当すると議長が認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内

部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 市の機関（議会を除く。）、法第2条第8項に規定する行政機関、他の地方公共団体の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の部局又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項において読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に

		違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第39条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第50条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報

の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会から仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会から匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合について準用する。

### 第3章 個人情報ファイル等

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を、議長が定めるところにより作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第

- 1号カ及び次条第1項第4号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項第2号において「記録範囲」という。)
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 第19条第1項、第32条第1項又は第39条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第32条第1項ただし書又は第39条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
- ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)
- イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
- キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿

に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(保有個人情報取扱業務登録簿)

第18条 議長は、議会の個人情報を取り扱う業務（以下「個人情報取扱業務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 業務の名称
- (2) 保有個人情報の保有の根拠となる法令
- (3) 保有個人情報の利用目的
- (4) 保有個人情報に記録される項目及び本人として保有個人情報に記録される個人の範囲
- (5) 保有個人情報に記録される項目に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議長が定める事項

2 議長は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。

3 議長は、個人情報取扱業務を廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、登録簿の当該個人情報取扱業務に係る登録を抹消し、又は変更しなければならない。

4 議長は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

#### 第4章 開示、訂正及び利用停止

##### 第1節 開示

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第49条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第20条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報に記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げる事項のほか、議長が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第21条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第19条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第28条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合



において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

エ 議会が、食糧費、交際費等の予算を用いて行う飲食を伴う懇談等に係る情報

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。

以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第25条各項の決定（以下この章において「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

## (部分開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

## (裁量的開示)

第23条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

## (保有個人情報の存否に関する情報)

第24条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

## (開示請求に対する措置)

第25条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

## (開示決定等の期限)

第26条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同

項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第27条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第28条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第46条第2項第3号及び第47条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定(以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第21条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第23条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関す

る情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第46条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第29条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第25条第1項に規定する通知があつた日から30日以内になければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第30条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求の手数料）

第31条 この条例の規定による保有個人情報の開示に係る手数料の額は、無料とする。

- 2 この条例の規定による保有個人情報が記録された公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用の範囲内で議長が定める額を負担しなければならない。

- 3 この条例の規定による保有個人情報が記録された公文書（電磁的記録に限る。）の開示を受ける者は、当該公文書の複写、複製等に要する費用の範囲内で議長が定める額を負担しなければならない。

## 第2節 訂正

### （訂正請求権）

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第39条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

（1）開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

（2）開示決定に係る保有個人情報であって、第30条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第49条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なければならない。

### （訂正請求の手続）

第33条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

（1）訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

（2）訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

（3）訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

### （保有個人情報の訂正義務）

第34条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第35条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第36条 前条各項の決定（以下この章において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第33条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第37条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第38条 議長は、第35条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料する

ときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第49条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

(利用停止請求の手續)

第40条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第41条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報

の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第42条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第43条 前条各項の決定（以下この章において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第40条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第44条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

#### 第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)



第46条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、静岡市行政不服審査法施行条例（平成28年静岡市条例第17号）第5条第2号に規定する静岡市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 議長は、前項の規定により諮問した場合には、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）  
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第47条 第28条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第5章 雑則

（適用除外）

第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大

量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第50条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審議会への諮問）

第51条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例（平成19年静岡市条例第11号）第17条に規定する静岡市情報公開・個人情報保護審議会に諮問するものとする。

- （1）この条例を改正し、又は廃止しようとする場合
- （2）第9条第1項の規定による措置の基準を定めようとする場合
- （3）前2号に掲げる場合のほか、議会における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（施行の状況の公表）

第52条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第53条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

## 第6章 罰則

第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第25条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第41号

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡市議会委員会条例（平成15年静岡市条例第320号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「市長公室、」を削る。

第75条の見出し中「資料等印刷物」を「資料等」に改め、同条中「の印刷物」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

#### 静岡市条例第42号

##### 静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

附則第19条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第19条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第16項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第17項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第18項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第19項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第21項を削る。

附則第20条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第30条の7第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下こ

の項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第31条第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第35条中「第10項、第14項から第18項まで」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項」に、「第21項、第25項、第28項、第32項から第34項まで、第36項、」を「第24項、第27項、第31項から第33項まで、第35項、第38項若しくは」に改め、「若しくは第40項」を削る。

附則第35条の2の見出し及び同条第1項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第2項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第3項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第4項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース

取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 3 この条例による改正後の静岡市税条例附則第30条の7及び第31条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

# 規則



## 静岡市規則第5号

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月22日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1第7号中「がん原生物質又はがん原生因子にさらされる業務に従事したため生じた次に」を「がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に」に改め、同号イ中「ベーターナフチルアミン」を「ベーターナフチルアミン」に改め、同号ソ中「セ」を「ソ」に、「がん原生物質」を「がん原性物質」に、「がん原生因子」を「がん原性因子」に改め、同ソを同号タとし、同号中サからセまでをシからソまでとし、コの次に次のように加える。

サ 3・3´-ジクロロ-4・4´-ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 静岡市規則第6号

静岡市個人情報の保護に関する法律等施行規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市個人情報の保護に関する法律等施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「政令」という。)及び静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年静岡市条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令及び条例において使用する用語の例による。

(開示請求書)

第3条 法第77条第1項の開示請求書は、保有個人情報開示請求書(様式第1号)とする。

2 前項の開示請求書に記載することができる条例第6条の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求者の連絡先

(2) 代理人による請求の場合にあつては、当該代理人の氏名、住所又は居所及び連絡先並びに法定代理人又は本人の委任による代理人の別

(開示決定等の通知)

第4条 法第82条第1項又は第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる通知の区分に応じ、当該各号に定める通知書を送付することにより行うものとする。

(1) 保有個人情報の開示をする旨の決定の通知 保有個人情報開示決定通知書(様式第2号)

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定の通知 保有個人情報部分開示決定通知書(様式第3号)

(3) 保有個人情報の開示をしない旨の決定の通知 保有個人情報不開示決定通知書(様式第4号)

2 条例第7条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第

5号)を送付することにより行うものとする。

- 3 条例第8条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書(様式第6号)を送付することにより行うものとする。

(開示請求に係る事案移送等の通知)

第5条 法第85条第1項の規定により他の行政機関の長等に事案を移送するときは、保有個人情報開示請求に係る事案移送通知書(様式第7号)を当該他の行政機関の長等に送付して行うものとする。

- 2 法第85条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送事実通知書(様式第8号)を送付することにより行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第6条 法第86条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書(様式第9号)を送付することにより行うものとする。

- 2 法第86条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書(様式第10号)とする。

- 3 法第86条第3項後段の規定による通知は、保有個人情報の開示決定をした旨の通知書(様式第11号)を送付することにより行うものとする。

(開示の実施方法等の申出)

第7条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第12号)により行うものとする。

(訂正請求書)

第8条 法第91条第1項の訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第13号)とする。

(訂正決定等の通知)

第9条 法第93条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正請求に係る決定通知書(様式第14号)を送付することにより行うものとする。

- 2 法第94条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第15号)を送付することにより行うものとする。

- 3 法第95条後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(様式第16号)を送付することにより行うものとする。

(訂正請求に係る事案移送等の通知)

第10条 法第96条第1項の規定により他の行政機関の長等に事案を移送するときは、保有個人情報訂正請求に係る事案移送通知書(様式第17号)を当該他の行政機関の長等に送付して行

うものとする。

- 2 法第96条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正請求に係る事案移送事実通知書（様式第18号）を送付することにより行うものとする。

（保有個人情報の提供先への通知）

- 第11条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正実施通知書（様式第19号）を送付することにより行うものとする。

（利用停止請求書）

- 第12条 法第99条第1項の利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第20号）とする。

（利用停止決定等の通知）

- 第13条 法第101条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止請求に係る決定通知書（様式第21号）を送付することにより行うものとする。

- 2 法第102条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第22号）を送付することにより行うものとする。

- 3 法第103条後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第23号）を送付することにより行うものとする。

（審査会への諮問等）

- 第14条 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問は、静岡市行政不服審査法施行条例（平成28年静岡市条例第17号）第5条に規定する静岡市個人情報保護審査会に諮問書（様式第24号）を提出して行うものとする。

- 2 前項の規定により提出する諮問書には、次に掲げる書面の写しを添付するものとする。

（1）行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第1項に規定する審査請求書又は同法第21条第2項に規定する審査請求録取書

（2）保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書又は保有個人情報利用停止請求書

（3）第4条第1項各号の通知書、保有個人情報の訂正請求に係る決定通知書又は保有個人情報の利用停止請求に係る決定通知書（開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為についての審査請求の場合を除く。）

- 3 法第105条第3項において準用する同条第2項による通知は、諮問通知書（様式第25号）を送付することにより行うものとする。

（保有個人情報取扱業務登録簿の登録事項）

- 第15条 条例第3条第1項第6号の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保有個人情報の収集先
  - (2) 保有個人情報の市の機関等以外のものへの経常的な提供の有無及びその提供先
  - (3) 保有個人情報の電子計算機等の結合による市の機関等以外のものへの提供の有無及びその結合先
  - (4) 特定個人情報の取扱いの有無
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 2 条例第3条第2項の規定による登録簿への登録は、別に定めるところにより行うものとする。

(地方公共団体等行政文書の写しの交付に係る費用負担等)

第16条 条例第5条第2項及び第3項の市規則で定める額は、別表に定めるところによる。

- 2 政令第28条第4項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。
- (1) 郵便切手又は市長が定めるこれに類する証票で納付する方法
  - (2) 郵便法（昭和22年法律第165号）第17条に規定する書留の郵便物で現金を差し出すことで納付する方法
  - (3) 市の機関が発行する納付書により納付する方法
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める方法

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
(静岡市個人情報保護条例施行規則の廃止)
- 2 静岡市個人情報保護条例施行規則（平成17年静岡市規則第167号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の区分	交付する写し又は複製物は複製物	金額	備考
文書及び図画（マイクロフィルムを含む。）	複写機により複製したもの	単色刷り 1 枚につき10円	1 日本産業規格A列4番の規格による用紙を用いて行うものとする。ただし、これにより難しいときは、日本産業規格A列3番を超えな
		多色刷り 1 枚につき50円	

			い規格による用紙を用いて行うことができる。 2 用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。
	その他地方公共団体等行政文書の性質に応じて複製したもの	当該複製したものの交付に要する費用（作成に要する費用を含む。）に相当する金額	
電磁的記録	用紙に出力したもの又はこれを複製したもの	単色刷り1枚につき10円	1 日本産業規格A列4番の規格による用紙を用いて行うものとする。ただし、これにより難しいときは、日本産業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うことができる。 2 用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。
	光ディスクに複製したもの	1枚につき50円	光ディスクは、市の機関が用意するCD-R（記憶容量700メガバイト）とする。
	その他電磁的記録媒体に複製したもの	当該電磁的記録媒体の交付に要する費用（作成に関する費用を含む。）に相当する金額	

【様式は掲載省略】

## 静岡市規則第7号

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条健康づくり推進課の所掌事務中（17）を（19）とし、（19）の前に次のように加える。

（18）国民健康保険特定健康診査等実施計画推進協議会に関する事。

第4条健康づくり推進課の所掌事務中（16）を（17）とし、（9）から（15）までを（10）から（16）までとし、（8）の次に次のように加える。

（9）がん検診精度管理協議会に関する事。

第4条市街地整備課の所掌事務に次のように加える。

（4）静岡駅南口駅前広場再整備検討委員会に関する事。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



## 静岡市規則第8号

静岡市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市保健所事務分掌規則（平成16年静岡市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条保健予防課の所掌事務中（14）を（15）とし、（7）から（13）までを（8）から（14）までとし、（6）の次に次のように加える。

（7）感染症対策協議会に関すること。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市規則第9号

静岡市公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公印規則の一部を改正する規則

静岡市公印規則（平成15年静岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

交通安全対策会議会長印	24	隸書	正方形	方18	1	生活安心安全課長
消費者苦情処理委員会委員長印	23	隸書	正方形	方21	1	生活安心安全課長
消費生活審議会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	生活安心安全課長

を

」

「

交通安全対策会議会長印	24	隸書	正方形	方18	1	生活安全安心課長
消費者苦情処理委員会委員長印	23	隸書	正方形	方21	1	生活安全安心課長
消費生活審議会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	生活安全安心課長

に、

」

「

環境影響評価審査会会長印	24	隸書	正方形	方21	1	環境創造課長
--------------	----	----	-----	-----	---	--------

を

」

「

環境影響評価審査会 長印	24	隸書	正方形	方21	1	環境共生課長
-----------------	----	----	-----	-----	---	--------

に」

改める。

別表第3の2市長印の表中

「

局専用市長 印	31	隸書	正方形	方24	12	事務専決 規則第8 条第4項 の局筆頭 課長及び 消防総務 課長	局の分掌事務（国、 地方公共団体等に 対する要請、要望、 請願及び陳情に関 する事務、2以上の 局、公室又は総室に 関連する事務並び に総務課長が特に 必要と認める事務 並びに他の専用公 印の用途に定めら れたものを除く。） 用
------------	----	----	-----	-----	----	--	--

を」

「

局専用市長 印	31	隸書	正方形	方24	12	事務専決 規則第8 条第3項 の局筆頭 課長及び 消防総務 課長	局の分掌事務（国、 地方公共団体等に 対する要請、要望、 請願及び陳情に関 する事務、2以上の 局又は総室に関連 する事務並びに総 務課長が特に必要
------------	----	----	-----	-----	----	--	---

に、」

							と認める事務並びに他の専用公印の用途に定められたものを除く。)用
--	--	--	--	--	--	--	----------------------------------

「

保健衛生医療課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	保健衛生医療課長	急病センター診療報酬の請求に関する事務用
--------------	---	----	-----	-----	---	----------	----------------------

を

「

保健衛生医療課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	保健衛生医療課長	急病センター診療報酬の請求及びがん患者支援事業補助金に関する事務用
--------------	---	----	-----	-----	---	----------	-----------------------------------

に、

「

産業政策課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	産業政策課長	地場産業及び伝統工芸産業の振興に関する事務用
産業振興課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	産業振興課長	工業の振興及び特定中小企業者の認定に関する事務用

を

「

産業振興課専用市長印	5	隸書	正方形	方21	2	産業振興課長	工業、地場産業及び伝統工芸産業の振興並びに特定中小企業者の認定に関
------------	---	----	-----	-----	---	--------	-----------------------------------

に、

							する事務用
--	--	--	--	--	--	--	-------

」

「

清水駅周辺 整備課専用 市長印	5	隸書	正方形	方21	1	清水駅周 辺整備課 長	草薙駅周辺整備事 業及び所管に係る 財産に関する事務 用
-----------------------	---	----	-----	-----	---	-------------------	---------------------------------------

を

」

「

清水都市整 備課専用市 長印	5	隸書	正方形	方21	1	清水都市 整備課長	清水駅周辺整備事 業及び草薙駅周辺 整備事業並びに所 管に係る財産に関 する事務用
----------------------	---	----	-----	-----	---	--------------	---

に、

」

「

建築指導課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	建築指導 課長	道路の位置の指定等、建築物の許可等及び認定審査等、狭あい道路拡幅整備事業及び建築物等耐震化促進事業に関する事務並びに各種証明用
住宅政策課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	住宅政策 課長	市営住宅及び公的賃貸住宅の入居及び管理、長期優良住宅の普及の促進並びに空家等の対策に関する事務用

を

「

建築指導課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	建築指導 課長	道路の位置の指定等、建築物の許可等及び認定審査等、狭あい道路拡幅整備事業、建築物等耐震化促進事業並びに長期優良住宅の普及の促進に関する事務並びに各種証明用
住宅政策課 専用市長印	5	隸書	正方形	方21	1	住宅政策 課長	市営住宅及び公的賃貸住宅の入居及び管理並びに空家

に

								等の対策に関する 事務用
--	--	--	--	--	--	--	--	-----------------

」

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第10号

静岡市事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「市長公室及び」を削り、同条第5号中「、市長公室長」を削り、同条第6号中「及び地域包括ケア推進本部長」を「、市長公室長及び地域包括ケア・誰もが活躍推進本部長」に改め、同条第7号中「地域包括ケア推進本部次長」を「地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長」に改める。

第4条第1項第3号中「連携調整監」を「危機管理監」に改める。

第5条第1項中「地域包括ケア推進本部」を「市長公室、地域包括ケア・誰もが活躍推進本部」に改め、同条第4項第1号中「連携調整監」を「危機管理監」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第8条第3項中「市長公室」を「総務局」に、「秘書課」を「総務課」に改める。

第10条第1項の表中

「

市長	副市長。ただし、副市長が不在のとき（市長公室及び危機管理総室に関する事項を除く。）に あつては、主務局長等とする。	を
----	--	---

」

「

市長	副市長。ただし、副市長が不在のとき（危機管理総室に関する事項を除く。）にあつては、主 務局長等とする。	に、
----	--	----

」



「

連携調整監及び統括監	局次長等又は専決事項に応じて市長が指定する部長等	を
------------	--------------------------	---

」

「

危機管理監及び統括監	局次長等又は専決事項に応じて市長が指定する部長等	に
------------	--------------------------	---

」

改める。

別表第1 共通専決事項（2）人事に関する事項の表中

「

2 所管事務を決定すること。	市理事	連携調整監、統括監及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）	担当部長、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）及び参与	を
----------------	-----	--------------------------------	--------------------------------------	---

」

「

2 所管事務を決定すること。		危機管理監、統括監、局理事及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）	担当部長、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）及び参与	に、
----------------	--	------------------------------------	--------------------------------------	----

」

<p>6 市内の出張を命令し、又は復命を受けること。</p>	<p>市理事</p>	<p>局長等、連携調整監、統括監及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）</p>	<p>局次長等、部長等、担当部長、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者及び参与</p>	<p>課長等及び担当課長その他の所属職員</p>	<p>を</p>
<p>7 6に掲げる出張以外の出張を命令し、又は復命を受けること。</p>	<p>市理事及び局長等</p>	<p>連携調整監、統括監、局次長等、部長等及び理事（局長等を上司とする理事に限る。）</p>	<p>担当部長、健康長寿推進監、理事（局長等を上司とする理事を除く。）、部長に準ずる者、参与及び課長等</p>	<p>担当課長その他の所属職員</p>	

<p>6 市内の出張を命令し、又は復命を受けること。</p>		<p>局長等、危機管理監、統括監、局理事及び理事（局長等を上司とす</p>	<p>局次長等、部長等、担当部長、健康長寿推進監、理事（局長等を上司</p>	<p>課長等及び担当課長その他の所属職員</p>
--------------------------------	--	---------------------------------------	--	--------------------------

		る理事に限る。)	とする理事を除く。)、部長に準ずる者及び参与	
7 6に掲げる出張以外の出張を命令し、又は復命を受けること。	局長等	危機管理監、統括監、局理事、局次長等、部長等及び理事(局長等を上司とする理事に限る。)	担当部長、健康長寿推進監、理事(局長等を上司とする理事を除く。)、部長に準ずる者、参与及び課長等	担当課長その他の所属職員

に、

「

9 休暇(職員の組合休暇、介護休暇及び介護時間を除く。)及び欠勤に関すること。	市理事及び局長等	連携調整監、統括監、局次長等、部長等及び理事(局長等を上司とする理事に限る。)	担当部長、健康長寿推進監、理事(局長等を上司とする理事を除く。)、部長に準ずる者、参与及び課長等	担当課長その他の所属職員
10 週休日の指定、その振替並びに勤務時間の割振り及び半日勤務時間の割振り変更	市理事及び局長等	連携調整監、統括監、局次長等、	担当部長、健康長寿推進監、理事	担当課長その他の所属職員

を

並びに代休日の指定に関する こと。		部長等及び 理事（局長 等を上司と する理事に 限る。）	（局長等を 上司とする 理事を除 く。）、部長 に準ずる 者、参与及 び課長等
----------------------	--	--	---

「

9 休暇（職員の組合休暇、介 護休暇及び介護時間を除 く。）及び欠勤に関する こと。	局長等	危機管理 監、統括監、 局理事、局 次長等、部 長等及び理 事（局長等 を上司とす る理事に限 る。）	担当部長、 健康長寿推 進監、理事 （局長等を 上司とする 理事を除 く。）、部長 に準ずる 者、参与及 び課長等	担当課長そ の他の所属 職員
10 週休日の指定、その振替並 びに勤務時間の割振り及び 半日勤務時間の割振り変更 並びに代休日の指定に関する こと。	局長等	危機管理 監、統括監、 局理事、局 次長等、部 長等及び理 事（局長等 を上司とす る理事に限 る。）	担当部長、 健康長寿推 進監、理事 （局長等を 上司とする 理事を除 く。）、部長 に準ずる 者、参与及 び課長等	担当課長そ の他の所属 職員

に

改める。

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項局筆頭課に関する事項の表中「(市長公室にあっては、市長公室長)」を削り、同表16の項中「(公室を含む。)」を削り、別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項中市長公室広報課に関する事項を削り、総務課に関する事項の前に次のように加える。

市長公室

広報課に関する事項

専決者 専決事項	副市長	局長	局次長	市長公室長	課長
1 広報紙を発行すること。				○	
2 市政に関する市民の要望事項の取りまとめに関すること。				重要なもの	○

別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項人事課に関する事項の表7の項中「部分休業」の次に「並びに高齢者部分休業」を加え、別表第2個別専決事項1本庁個別専決事項中環境創造課に関する事項を環境共生課に関する事項とし、清水駅周辺整備課に関する事項を清水都市整備課に関する事項とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市規則第11号

静岡市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

静岡市副市長事務分担規則（平成23年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「市長公室、」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市規則第12号

静岡市広報及び広聴に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市広報及び広聴に関する規則の一部を改正する規則

静岡市広報及び広聴に関する規則（平成15年静岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「市長公室広報課」を「総務局市長公室広報課」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市規則第13号

静岡市物品管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市物品管理規則の一部を改正する規則

静岡市物品管理規則（平成15年静岡市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「地域包括ケア推進本部」を「地域包括ケア・誰もが活躍推進本部」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



## 静岡市規則第14号

静岡市予算規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市予算規則の一部を改正する規則

静岡市予算規則（平成15年静岡市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「公室及び総室並びに」を「総室及び」に、「農業委員会事務局及び」を「農業委員会事務局並びに」に改め、同条第5号中「市長公室及び」を削る。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市規則第15号

静岡市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市環境影響評価条例施行規則（平成27年静岡市規則第87号）の一部を次のように改正する。

第56条中「環境局環境創造課」を「環境局環境共生課」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市規則第16号

静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会規則の一部を改正する規則

静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会規則（平成22年静岡市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第4条中「市民局生活安心安全課」を「市民局生活安全安心課」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第17号

静岡市公文書管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市公文書管理規則の一部を改正する規則

静岡市公文書管理規則（平成15年静岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「地域包括ケア推進本部」を「地域包括ケア・誰もが活躍推進本部」に改め、同条第6号中「地域包括ケア推進本部にあつては地域包括ケア推進本部次長」を「地域包括ケア・誰もが活躍推進本部にあつては地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長」に改める。

第7条第4項第5号を次のように改める。

- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求があつたもの 同法第82条、第93条又は第101条の規定による決定の日の翌日から起算して1年間を経過するまでの日

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日において、静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年静岡市条例第9号）附則第2項の規定による廃止前の静岡市個人情報保護条例（平成17年静岡市条例第9号）の規定に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求があつたことにより保存期間が満了していない公文書の保存期間は、なお従前の例による。

## 静岡市規則第18号

静岡市行政不服審査法等施行規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市行政不服審査法等施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）及び静岡市行政不服審査法施行条例（平成28年静岡市条例第17号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の除斥等)

第2条 次の各号のいずれかに該当する静岡市行政不服審査会又は静岡市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の委員は、審査請求に係る事件の調査審議に参加することができない。

(1) 審査請求人

(2) 参加人

(3) 静岡市個人情報保護審査会の委員にあつては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第2項又は静岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年静岡市条例第40号）第46条第2項の規定による通知を受ける者（前2号に掲げる者を除く。）

(4) 前3号に掲げる者の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族、同居の親族、代理人、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

(5) 前号に掲げる者であつた者

2 審査請求人又は参加人は、委員について、審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料するときは、審査会に対し、当該委員を当該事件の調査審議に参加させないことを求めることができる。この場合において、審査会は、当該求めに理由があると認めるときは、当該委員を当該事件の調査審議に参加させないことを決定するものとする。

3 委員は、自らについて、審査請求に係る事件の調査審議の公正性に疑いを生じさせるおそれのある事情があると思料するときは、審査会の許可を得て、当該事件の調査審議に参加し

ないことができる。

(意見の陳述)

第3条 法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による意見の陳述の申立ては、書面により行うものとする。

2 審査会は、法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定により口頭で意見を述べる機会を与えるときは、審査関係人（法第81条第3項において準用する法第74条の審査関係人をいう。以下同じ。）に対し、意見の陳述をさせる期日、場所その他必要な事項をあらかじめ書面により通知するものとする。

3 審査会は、第1項に規定する意見の陳述の際、必要があると認めるときは、審査関係人に対して質問することができる。

4 法第81条第3項において準用する法第75条第2項の規定による許可を得ようとする者は、書面により申し出るものとする。

(静岡市個人情報保護審査会に対する弁明書等の提出)

第4条 個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項又は静岡市議会の個人情報の保護に関する条例第46条第1項の規定により静岡市個人情報保護審査会に諮問した審査庁（以下この条において「諮問庁」という。）は、個人情報保護法第106条第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第29条第2項の規定により弁明書の提出があったとき、又は弁明書を作成したときは、当該弁明書の写しを静岡市個人情報保護審査会に提出するものとする。

2 諮問庁は、個人情報保護法第106条第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第30条第1項の規定により審査請求人から反論書の提出があったときは、当該反論書の写しを静岡市個人情報保護審査会に提出するものとする。

3 諮問庁は、個人情報保護法第106条第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第30条第2項の規定により参加人から意見書の提出があったときは、当該意見書の写しを静岡市個人情報保護審査会に提出するものとする。

4 諮問庁は、次に掲げる手続について記録を作成したときは、当該記録の写しを静岡市個人情報保護審査会に提出するものとする。

(1) 個人情報保護法第106条第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第31条第2項の規定により審査請求人又は参加人にさせた意見の陳述

(2) 個人情報保護法第106条第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第34条の規定による参考人の陳述又は鑑定

- (3) 個人情報保護法第106条第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第35条第1項の規定による検証
- (4) 個人情報保護法第106条第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第36条の規定による質問
- (5) 個人情報保護法第106条第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第37条第1項又は第2項の規定による意見の聴取

5 諮問庁は、法第32条第1項又は第2項の規定により証拠書類若しくは証拠物又は処分理由となる事実を証する書類その他の物件の提出があった場合において、当該提出物が書面であるときはその写しを静岡市個人情報保護審査会に提出し、当該提出物が書面でないときは当該提出物が提出された旨を静岡市個人情報保護審査会に通知するものとする。

6 諮問庁は、個人情報保護法第106条第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用される法第33条の規定による求めに応じて書類その他の物件の所持人から物件の提出があった場合において、当該物件が書面であるときはその写しを静岡市個人情報保護審査会に提出し、当該物件が書面でないときは当該物件が提出された旨を静岡市個人情報保護審査会に通知するものとする。

(審査会による答申)

第5条 審査会は、法第43条第1項、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項又は静岡市議会の個人情報の保護に関する条例第46条第1項の規定による諮問を受けたときは、速やかに審査し、及び決定し、審査庁に対しその結果を答申するものとする。

2 前項の規定による答申は、審査庁に答申書を送付することにより行うものとする。

(審査会の庶務)

第6条 審査会の庶務は、総務局コンプライアンス推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第19号

静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の管理職手当に関する規則（平成15年静岡市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「再任用職員のうち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次条において「再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、その者の手当の額」を「定年前再任用短時間勤務職員の手当の額は、その者に適用させる給料表及び職務の級に応じ、別表第2に定める支給月額（同表の職務の級に対応する支給月額が2以上掲げられているときは、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮して、いずれか市長が指定する額）」に改め、同項を同条第3項とする。

第3条中「若しくは第3項」及び「若しくは別表第2」を削り、「第4項」を「第3項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(条例附則第33項の規定の適用を受ける職員の手当の額)

2 条例附則第33項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「支給月額」とあるのは、「支給月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表第1中



「	病院参与		を
	市理事	132,100円	
」			

「	病院参与		に、
」			

「	連携調整監		を
」			

「	危機管理監		に、
」			

「	診療部長	120,000円	を
」			

「	局理事 診療部長	120,000円	に、
」			

「	市長公室長 危機管理総室長 地域包括ケア推進本部長		を
」			

「	危機管理総室長 市長公室長 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部長		に、
」			

「		東京事務所長 危機管理総室次長			を
					」
「		危機管理総室次長 東京事務所長			に、
					」
「		地域包括ケア推進本部次長			を
					」
「		地域包括ケア・誰もが活躍推進本 部次長			に
					」

改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の静岡市職員の管理職手当に関する規則（以下「新規則」という。）第2条の規定の適用については、同条第1項中「別表第1」とあるのは、「別表第2」とする。
- 3 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、新規則第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条第3項の規定を適用する。

## 静岡市規則第20号

静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市職員の給与に関する条例施行規則（平成15年静岡市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1号中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第7条第2項」を「第7条」に改める。

第7条第7項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第1号を次のように改める。

## （1）定年前再任用短時間勤務職員

第12条第1項中「、再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第14条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

様式第1号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の静岡市職員の給与に関する条例施行規則第2条第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。この場合において、同号中「条例第7条」とあるのは、「静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年静岡市条例第43号）附則第4項」とする。

## 静岡市規則第21号

静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成15年静岡市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「、132,100円」を削り、同条第2項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員のうち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項の表中「、132,100円」を削り、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(条例附則第33項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

- 2 条例附則第33項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に定める額」とあるのは、「に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の静岡市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項及び同規則第3条第2項の規定を適用する。

静岡市規則第22号

静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の通勤手当に関する規則（平成15年静岡市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第23号

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成15年静岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第5条及び第7条第1項第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条第3項中「平成15年静岡市条例第29号」を「令和4年静岡市条例第33号」に、「の3年前に相当する日の翌日以後の期間に達した」を「(病院、診療所、保健所又は保健センターにおいて医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の職員にあつては、年齢60年に達した日以後における最初の3月31日)の翌日の前3年の間にある」に改める。

第20条第2項中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 静岡市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和5年静岡市条例第10号）の規定により  
高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務し  
なかった全期間

第22条第1号中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、同条第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第1中「地域包括ケア推進本部次長」を「地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長」に改める。

附 則



(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（以下「新規則」という。）第3条第4号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則第3条、第5条及び第7条の規定を適用する。
- 3 改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第22条の規定を適用する。

## 静岡市規則第24号

静岡市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の住居手当に関する規則（平成15年静岡市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の静岡市職員の住居手当に関する規則第2条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

## 静岡市規則第25号

静岡市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の単身赴任手当に関する規則（平成15年静岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号ア中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「同法第28条の2第1項の規定により退職した」を「静岡市職員の定年等に関する条例（令和4年静岡市条例第33号）第12条に規定する退職をした」に改め、「（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）」を削る。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、この規則による改正後の静岡市職員の単身赴任手当に関する規則（以下「新規則」という。）第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する勤務場所に通勤することが新規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）第19条第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員とする。
  - （1）改正法附則第4条第1項又は第6条第1項の規定による採用（改正法による改正前の地方公務員法（以下「旧法」という。）第28条の2第1項の規定により退職した日（旧法第28条の3又は改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及

び旧法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は改正法附則第4条第1項若しくは第6条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

- (2) 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定による採用(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の6第1項の規定により退職した日(法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び法第22の4第1項又は改正法附則第4条第2項若しくは第6条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされたこと。
- 3 改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に法第22条の4第1項の規定により採用された職員に対する新規則第5条の規定の適用については、同条第1号ア中「退職をした日」とあるのは、「退職をした日(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。)」とする。
- 4 この規則の施行の日前に、改正前の静岡市職員の単身赴任手当に関する規則第5条第1号アに該当する採用をされた職員については、同条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

## 静岡市規則第26号

静岡市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

静岡市職員被服貸与規則（平成15年静岡市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項ただし書中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の静岡市職員被服貸与規則第8条第2項ただし書に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項の規定を適用する。

## 静岡市規則第27号

静岡市職員の高齢者部分休業に関する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市職員の高齢者部分休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び静岡市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和5年静岡市条例第10号。以下「条例」という。）に基づく職員の高齢者部分休業の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認の申請手続)

第2条 条例第2条第1項の規定による高齢者部分休業の承認の申請は、高齢者部分休業承認申請書（様式第1号）により、高齢者部分休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 前項の申請は、高齢者部分休業の取得を予定している期間の全体（期間の全体が確定していない場合は、確定している期間）についてあらかじめ行うものとする。

3 任命権者は、高齢者部分休業の承認の申請について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、関係書類の提出を求めることができる。

(承認の取消し又は休業時間の短縮の同意)

第3条 条例第5条に規定する同意は、高齢者部分休業の承認の取消し・休業時間の短縮同意書（様式第2号）により、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮しようとする日の1月前までに得るものとする。

(休業時間の延長の申出手続)

第4条 条例第6条の規定による休業時間の延長の申出は、高齢者部分休業の休業時間の延長申出書（様式第3号）により、当該延長をしようとする日の1月前までに行うものとする。

2 第2条第3項の規定は、前項の規定による申出について準用する。

(高齢者部分休業の実績の報告)

第5条 高齢者部分休業をしている職員は、各月の高齢者部分休業の実績を高齢者部分休業実績報告書（様式第4号）により、翌月5日までに報告しなければならない。

2 第2条第3項の規定は、前項の規定による報告について準用する。

(雑則)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この規則の施行の日以後の期間に係る高齢者部分休業の承認の申請は、同日前においても、第2条の規定の例により行うことができる。

【様式は掲載省略】



## 静岡市規則第28号

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成15年静岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第10条の3第2項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第2号及び第3号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号及び同条第4項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条第1項並びに第3項第3号及び第4号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「新規則」という。）第10条の3第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則第21条第1項（第1号に係る部分を除く。）及び第4項の規定を適用する。

3 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第10条の3第2項、第20条、第21条第1項及び第4項並びに第

23条第1項及び第3項の規定を適用する。

## 静岡市規則第29号

静岡市定年退職者等の再任用に関する規則を廃止する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市定年退職者等の再任用に関する規則を廃止する規則

静岡市定年退職者等の再任用に関する規則（平成15年静岡市規則第19号）は、廃止する。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 任命権者は、令和4年度における地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用の状況及び当該採用の任期の更新の状況について、この規則による廃止前の静岡市定年退職者等の再任用に関する規則第6条の規定の例により、市長に報告するものとする。

## 静岡市規則第30号

静岡市消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市消費生活条例施行規則（平成19年静岡市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第12条及び第33条中「市民局生活安心安全課」を「市民局生活安全安心課」に改める。

別表3条例第22条第1項第3号の規定に該当する不当な取引行為の表（8）中「の瑕疵」を「が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであること（以下「契約不適合」という。）」に、「又は瑕疵」を「又は契約不適合」に改める。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第31号

静岡市がん検診精度管理協議会部会設置規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市がん検診精度管理協議会部会設置規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第8条第1項の規定に基づき、静岡市がん検診精度管理協議会（以下「協議会」という。）の部会の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (部会)

第2条 協議会の所掌事務について、必要な調査、研究等を行うため、協議会に次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に掲げる事項を所掌させる。

- (1) 肺がん検診精度管理部会 肺がん検診に係る事項に関すること。
  - (2) 胃がん検診精度管理部会 胃がん検診に係る事項に関すること。
  - (3) 乳がん検診精度管理部会 乳がん検診に係る事項に関すること。
  - (4) 子宮頸がん検診精度管理部会 子宮頸がん検診に係る事項に関すること。
  - (5) 大腸がん検診精度管理部会 大腸がん検診に係る事項に関すること。
- 2 前項各号に掲げる部会は、協議会の委員及び臨時委員のうちから協議会の会長が指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、協議会の会長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会議の議長となる。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集する。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 静岡市規則第32号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項第1号ア及びイ中「420,000円」を「500,000円」に改め、同項第2号ア及びイ中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附則第10項中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の静岡市国民健康保険条例等施行規則第9条第4項第1号及び第2号の規定は、この規則の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

## 静岡市規則第33号

静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市地方独立行政法人静岡市立静岡病院の業務運営等に関する規則（平成28年静岡市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「同項前段」を「法第27条第1項前段」に改める。

第10条中「）に規定する」の次に「純資産変動計算書、」を加え、「行政サービス実施コスト計算書」を「行政コスト計算書」に改める。

第11条に次の1号を加える。

(5) 内部統制に関する情報

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市規則第34号

静岡市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

静岡市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成15年静岡市規則第136号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に、「第17条第4項において」を「第17条第8項において読み替えて」に、「第28条第3項ただし書」を「第28条第4項ただし書」に、「第35条第3項ただし書」を「第35条第4項ただし書」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条中「第6条」を「第5条」に改め、同条を第7条とする。

第9条の表中

「

第5条に規定する特例販売業取扱品目 変更 指定書 追加	様式第4号
第6条に規定する管理医療機器 販売業 届出済証 貸与業	様式第5号
第7条の規定による書換え交付申請書	様式第6号
前条の規定による再交付申請書	様式第7号
政令第6条第4項、政令第7条第1項、政令第13条第4項、政令第14条第1項、政令第46条第3項及び政令第47条の規定による返納書	様式第8号

を

」

「

第5条に規定する管理医療機器 販売業 届出済証 貸与業	様式第4号
--------------------------------------	-------



第6条の規定による書換え交付申請書	様式第5号
前条の規定による再交付申請書	様式第6号
政令第2条の4第3項、政令第2条の5、政令第6条第4項、政令第7条第1項、政令第13条第4項、政令第14条第1項、政令第46条第3項及び政令第47条の規定による返納書	様式第7号

に

」

改め、同条を第8条とする。

様式第1号中「第9条関係」を「第8条関係」に、

「第7条第3項ただし書

第17条第4項において準用する第7条第3項ただし書

第28条第3項ただし書 を

第35条第3項ただし書

第39条の2第2項ただし書 」

「第7条第4項ただし書

第17条第8項において読み替えて準用する第7条第4項ただし書

第28条第4項ただし書 に改める。

第35条第4項ただし書

第39条の2第2項ただし書 」

様式第2号及び様式第3号中「第9条関係」を「第8条関係」に改める。

様式第4号を削る。

様式第5号中「第9条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第6号中「第9条関係」を「第8条関係」に、「第7条」を「第6条」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第7号中「第9条関係」を「第8条関係」に、「第8条」を「第7条」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第8号中「第9条関係」を「第8条関係」に、

「薬局開設許可証

薬局製造販売医薬品の製造販売業許可証

薬局製造販売医薬品の製造業許可証

医薬品販売業許可証を

医薬品の販売先等変更許可

高度管理医療機器等  
販売業  
貸与業  
許可証」

「薬局開設許可証

薬局製造販売医薬品の製造販売業許可証

薬局製造販売医薬品の製造業許可証

医薬品販売業許可証に改め、同様式を様式第7号とする。

高度管理医療機器等  
販売業  
貸与業  
許可証」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 静岡市規則第35号

静岡市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市医療法施行細則の一部を改正する規則

静岡市医療法施行細則（平成15年静岡市規則第135号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第21号の3の次に次の2号を加える。

(21) の4 政令第5条の5の4第1項の認定の申請 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の変更認定申請書（様式第30号の4）

(21) の5 政令第5条の5の4第3項の届出 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画の変更届出書（様式第30号の5）

第2条第1項第30号の次に次の2号を加える。

(30) の2 法第56条の6の届出 医療法人清算人就任届（様式第39号の2）

(30) の3 法第56条の11の届出 医療法人清算結了届（様式第39号の3）

第3条第11号の3の次に次の1号を加える。

(11) の4 前条第1項第21号の4の認定の申請 救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画変更認定書（様式第56号の4）

様式第30号の3の次に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第39号の次に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第56号の3の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第36号

静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

静岡市児童福祉法等施行細則（平成15年静岡市規則第110号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「医療費支給認定保護者」の次に「又は医療費支給認定患者」を加える。

様式第5号の2の3（表面）中

「

受診者	ふりがな		性別	生年月日	を
	氏名		男・女	年 月 日	

」

「

受診者	ふりがな		生年月日	に
	氏名		年 月 日	

」

改める。

様式第5号の2の4中

「

ふりがな		性別	1. 男	生年月日	年 月 日生	を
氏名			2. 女		(満 歳)	

」

「

ふりがな		生年月日	年 月 日生	に
氏名			(満 歳)	

」

改める。

様式第5号の2の5中

「

ふりがな		性別	生年月日	を
氏名		男・女	年 月 日	

」

「

ふりがな		生年月日	に
氏名		年 月 日	

」

改める。

様式第5号の2の7中

「

次のとおり変更がありましたので、児童福祉法施行細則第7条の9第3項の規定により届け出ます。

を

」

「

次のとおり変更がありましたので、児童福祉法施行規則第7条の9第3項の規定により届け出ます。

に、

」

「

	生年月日	年 月 日	性別	男・女	を
--	------	-------	----	-----	---

」

「

	生年月日	年 月 日	に、
--	------	-------	----

」

「

2 受診者に関すること。	①氏名 ②個人番号 ③性別 ④居住地 ⑤生年月日	を
--------------	-----------------------------	---

」

「  

2 受診者に関すること。	①氏名 ②個人番号 ③居住地 ④生年月日
--------------	----------------------

に  
」

改める。

様式第5号の2の14（表面）中

「  

性別		生年月日	年 月 日
----	--	------	-------

を  
」

「  

生年月日	年 月 日
------	-------

に  
」

改める。

様式第5号の2の16中

「  

	生年月日	年 月 日	性別	男・女
--	------	-------	----	-----

を  
」

「  

	生年月日	年 月 日
--	------	-------

に  
」

改める。

様式第5号の2の17中

「  

生年月日	年 月 日	性別	男・女
------	-------	----	-----

を  
」

「  

生年月日	年 月 日
------	-------

に  
」

改める。

様式第5号の2の20中

支給認定 取消日		支給認定に 係る児童氏名		を
-------------	--	-----------------	--	---

支給認定 取消日		受診者		に
-------------	--	-----	--	---

改める。

様式第47号その1（2枚目）中

設置者氏名又は 名称及び代表者 氏名	(氏名)	(職名)		を
設置者住所又は 所在地	〒	TEL		
代表者氏名	(氏名)	(職名)		
管理者氏名又は 名称及び代表者 氏名	(氏名)	(職名)		
管理者住所又は 所在地	〒	TEL		

設置者名				に
設置者住所又は 所在地	〒	TEL	メール アドレス	
代表者氏名	(氏名)	(職名)		
管理者名	(氏名)	(職名)		

管理者住所	〒	
	TEL	メールアドレス

改め、同様式（3枚目）中

0歳児	円	円	円	円	・食事代	円
1歳児	円	円	円	円		
2歳児	円	円	円	円	・入会金	円
3歳児	円	円	円	円		
4歳児	円	円	円	円	・キャンセル料	円
5歳児	円	円	円	円		
6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	( )	円
学童	円	円	円	円	( )	円
					( )	円

を

※上記料金の記載に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別・年齢別料金が分かる書類を添付すること。

0歳児	円	円	円	円	・食事代	円
1歳児	円	円	円	円		
2歳児	円	円	円	円	・入会金	円
3歳児	円	円	円	円		
4歳児	円	円	円	円	・キャンセル料	円
5歳児	円	円	円	円		
6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	・日用品・文房具費	円

に、

	学童	円	円	円	円	・行事参加費	円
						・通園送迎費	円
						( )	円
						( )	円

「  

定員									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 を  
 」

「  

定員	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

 に  
 」

\* 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合は、( )内にその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲すること。

改め、同様式（4枚目）及び（5枚目）中

「

・保育業務への 従事 している していない ・資格（従事し ている場合に記 入） 保育士 看護師 准看護師 その他（ ）	保育士	保育士	調理員	調理員		
	人	人	人	人		
	看護師	看護師	その他	その他		
	人	人	人	人		
	准看護 師	准看護 師	（ ）	（ ）		
	人	人				
	家庭的 保育者	家庭的 保育者				
	人	人				
	その他	その他				
	人	人				
（ ）	（ ）					

を

\* 有資格者（保育士、看護師・准看護師）については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

」

「

・保育業務への 従事 従事している 従事していな い ・資格（従事し ている場合に記 入） 保育士 看護師 准看護師 その他（ ）	保育士	保育士	調理員	調理員		
	人	人	人	人		
	看護師	看護師	その他	その他		
	人	人	人	人		
	准看護 師	准看護 師	（ ）	（ ）		
	人	人				
	家庭的 保育者	家庭的 保育者				
	人	人				
	基準で	基準で				
	定める	定める				
研修修	研修修					

に



		了者 人 その他 人 ( )	了者 人 その他 人 ( )				
--	--	----------------------------	----------------------------	--	--	--	--

J

改め、同様式（7枚目）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第47号その2（2枚目）中

設置者氏名又は 名称及び代表者 氏名	(氏名)	(職名)	を
設置者住所又は 所在地	〒	TEL	
代表者氏名	(氏名)	(職名)	
管理者氏名又は 名称及び代表者 氏名	(氏名)	(職名)	
管理者住所又は 所在地	〒	TEL	

設置者名				に
設置者住所又は 所在地	〒	TEL	メール アドレス	
代表者氏名	(氏名)	(職名)		
管理者名	(氏名)	(職名)		
管理者住所	〒	TEL	メール アドレス	

改め、同様式（3枚目）中

0歳児	円	円	円	円	・食事代	円
1歳児	円	円	円	円		
2歳児	円	円	円	円	・入会金	

3歳児	円	円	円	円		円
4歳児	円	円	円	円	・キャンセル料	円
5歳児	円	円	円	円		円
6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	( )	円
学童	円	円	円	円	( )	円
					( )	円

を

※上記料金の記載に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別・年齢別料金が分かる書類を添付すること。

0歳児	円	円	円	円	・食事代	
1歳児	円	円	円	円		円
2歳児	円	円	円	円	・入会金	
3歳児	円	円	円	円		円
4歳児	円	円	円	円	・キャンセル料	
5歳児	円	円	円	円		円
6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	・日用品・文房具費	円
学童	円	円	円	円	・行事参加費	円
					・通園送迎費	円
					( )	円
					( )	円

に、

	非会員 (一時的に利用する者)	円	円	円	円	を
--	--------------------	---	---	---	---	---

※上記料金の記載に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別・年齢別料金が分かる書類を添付すること。

	非会員 (一時的に利用する者)	円	円	円	円	に、
--	--------------------	---	---	---	---	----

2時間以下	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	を
2時間～4時間以下	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
4時間～6時間以下	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
6時間～8時間以下	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
8時間～	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	

2時間以下										に
2時間～4時間以下										
4時間～6時間以下										
6時間～8										

時間以下									
8時間～									
計									

」

改め、同様式（4枚目）及び（5枚目）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第50号その1（2枚目）中

設置者氏名又は 名称及び代表者 氏名	(氏名)	(職名)	を
設置者住所又は 所在地	〒	TEL	
代表者氏名	(氏名)	(職名)	
管理者氏名又は 名称及び代表者 氏名	(氏名)	(職名)	
管理者住所又は 所在地	〒	TEL	

設置者名				に
設置者住所又は 所在地	〒	TEL	メール アドレス	
代表者氏名	(氏名)	(職名)		
管理者名	(氏名)	(職名)		
管理者住所	〒	TEL	メール アドレス	

改め、同様式（3枚目）中

0歳児	円	円	円	円	・食事代	円
1歳児	円	円	円	円		
2歳児	円	円	円	円	・入会金	



3歳児	円	円	円	円	円	
4歳児	円	円	円	円	円	・キャンセル料
5歳児	円	円	円	円	円	
6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	円	( )
学童	円	円	円	円	円	( )
						( )

※上記料金の記載に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別・年齢別料金が変わる書類を添付すること。

0歳児	円	円	円	円	円	・食事代
1歳児	円	円	円	円	円	
2歳児	円	円	円	円	円	・入会金
3歳児	円	円	円	円	円	
4歳児	円	円	円	円	円	・キャンセル料
5歳児	円	円	円	円	円	
6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	円	・日用品・文房具費
学童	円	円	円	円	円	・行事参加費
						・通園送迎費
						( )
						( )

「

定員									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

」

「

定員	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

に

\* 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設の場合は、( )内にその雇用する労働者の監護する乳幼児以外の定員を再掲すること。

改め、同様式（4枚目）及び（6枚目）中

「

・保育業務への 従事 している していない ・資格（従事し ている場合に記 入） 保育士 看護師 准看護師 その他（ ）	保育士 人 看護師 人 准看護 師 人 家庭的 保育者 人 その他 人 （ ）	保育士 人 看護師 人 准看護 師 人 家庭的 保育者 人 その他 人 （ ）	調理員 人 その他 人 （ ）	調理員 人 その他 人 （ ）		
--	--	--	-----------------------------	-----------------------------	--	--

を

\* 有資格者（保育士、看護師・准看護師）については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

「

・保育業務への 従事 従事している	保育士 人 看護師	保育士 人 看護師	調理員 人 その他	調理員 人 その他		
-------------------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	--	--

」

従事していない ・資格（従事している場合に記入） 保育士 看護師 准看護師 その他（ ）	人	人	人	人		
	准看護師	准看護師	（ ）	（ ）		
	師	師				
	人	人				
	家庭的	家庭的				
	保育者	保育者				
	人	人				
	基準で	基準で				
	定める	定める				
	研修修了者	研修修了者				
人	人					
その他	その他					
人	人					
（ ）	（ ）					

に

」

改め、同様式（7枚目）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第50号その1（8枚目）中

	階段設備	（（い）欄及び（ろ）欄に掲げる設備がそれぞれ1つ以上設けられている。）	適	不適	を
	（い）				
	（ろ）	①屋内避難階段 ②バルコニー ③傾斜路等 ④屋外階段			

	階段等設備	（下表の区分ごとに掲げる設備がそれぞれ1つ以上設けられている。）	適	不適	に、
	常用				
	避難用	①屋内避難階段 ②バルコニー ③屋外傾斜路等 ④屋外階段			

	階段設備	（（い）欄及び（ろ）欄に掲げる設備が保育室等から30m以内にそれぞれ1つ以上設けられている。）	適	不適	を
	（い）				
	（ろ）	①屋内避難階段 ②傾斜路等 ③屋外階段			

	<p>調理室の防火区画（耐火構造の床、壁又は特定防火設備が設けられている。あるいは①スプリンクラー設備②自動消火設備かつ延焼防止措置のいずれか1つが設けられている。</p>	<p>適</p>	<p>不適</p>		
「	<p>階段等設備（下表の区分ごとに掲げる設備が保育室等から30m以内にそれぞれ1つ以上設けられている。）</p>	<p>適</p>	<p>不適</p>		
<p>（下表の設備が保育室等の各部分から30m以内に設けられている。）</p>	<p>適</p>	<p>不適</p>			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="549 864 663 976">常用</td> <td data-bbox="663 864 1082 976">①屋内避難階段 ②屋外階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 976 663 1144">避難用</td> <td data-bbox="663 976 1082 1144">①屋内避難階段 ②屋外傾斜路等 ③屋外階段</td> </tr> </table>	常用	①屋内避難階段 ②屋外階段	避難用	①屋内避難階段 ②屋外傾斜路等 ③屋外階段	<p>に</p>
常用	①屋内避難階段 ②屋外階段				
避難用	①屋内避難階段 ②屋外傾斜路等 ③屋外階段				
	<p>調理室の防火区画（耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備が設けられている。あるいは①スプリンクラー設備②自動消火設備かつ延焼防止措置のいずれか1つが設けられている。）</p>	<p>適</p>	<p>不適</p>		

改め、同様式（10枚目）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式50号その2（2枚目）中

設置者氏名又は 名称及び代表者 氏名	(氏名)	(職名)	を
設置者住所又は 所在地	〒	TEL	
代表者氏名	(氏名)	(職名)	
管理者氏名又は 名称及び代表者 氏名	(氏名)	(職名)	
管理者住所又は 所在地	〒	TEL	

設置者名			に、
設置者住所又は 所在地	〒	メール アドレス	
代表者氏名	(氏名)	(職名)	
管理者名	(氏名)	(職名)	
管理者住所	〒	メール アドレス	

開所時間	通常開所時間	時間外開所時間	備考	を
------	--------	---------	----	---



保育提供可能時間	通常保育提供可能時間	時間外保育提供可能時間	備考	に
----------	------------	-------------	----	---

改め、同様式（3枚目）中

0歳児	円	円	円	円	・食事代 円	を
1歳児	円	円	円	円		
2歳児	円	円	円	円	・入会金 円	を
3歳児	円	円	円	円		
4歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円	を
5歳児	円	円	円	円		
6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	( ) 円	を
学童	円	円	円	円	( ) 円	
					( ) 円	

※上記料金の記載に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別・年齢別料金が分かる書類を添付すること。

0歳児	円	円	円	円	・食事代 円	に、
1歳児	円	円	円	円		
2歳児	円	円	円	円	・入会金 円	に、
3歳児	円	円	円	円		
4歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円	に、
5歳児	円	円	円	円		
6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	・日用品・文房具費 円	に、

	学童	円	円	円	円	・行事参加費	円
						・通園送迎費	円
						( )	円
						( )	円

「

2時間以下	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
2時間～4時間以下	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
4時間～6時間以下	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
6時間～8時間以下	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
8時間～	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

を

「

2時間以下									
2時間～4時間以下									
4時間～6時間以下									
6時間～8時間以下									
8時間～									

に

計									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

改め、同様式（4枚目）から（6枚目）までを次のように改める。

【様式は掲載省略】

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市児童福祉法施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市児童福祉法施行細則（以下「新規則」という。）の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により交付されている旧規則第6条の2の9の受給者証は、当該受給者に係る支給認定の有効期間の満了の日又は当該受給者証の再交付を受ける日までの間は、新規則の様式により交付された受給者証とみなす。
- 4 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第37号

静岡市交通遺児等福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市交通遺児等福祉手当条例施行規則

静岡市交通遺児等福祉手当条例施行規則（平成15年静岡市規則第112号）の一部を次のように改正する。

第6条中「同月10日」を「同月30日」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第5号及び様式第6号を次のように改める。



【様式は掲載省略】

様式第10号及び様式第11号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市交通遺児等福祉手当条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

## 静岡市規則第38号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地域包括ケア推進本部」を「地域包括ケア・誰もが活躍推進本部」に改める。

第61条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第62条第1項後段を削り、同条第2項及び第4項中「小切手受領書兼送金済報告書」を「送金済報告書」に改める。

第63条第2項後段を削り、同条第3項中「小切手受領書兼口座振込済報告書」を「口座振込済報告書」に改め、「及び口座振込の明細が分かる書類」を削り、同条第4項中「小切手受領書兼口座振込済報告書」を「口座振込済報告書」に改める。

第65条第2項中「、第61条第2項、第62条第1項及び第63条第2項」を削る。

第104条第2項第1号中「受け入れた後、」の次に「収納金及び」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 公金総括店は、第1号又は第2号の規定により収入済証拠書類の送付を受けたときは、  
自店収納又は払込みの分とともに収入済証拠書類に収入済証拠書類送付書（第2号の規定により送付を受けた場合にあつては、当該送付を受けた収入済証拠書類送付書）を添えて  
直ちに会計管理者に送付しなければならない。

第104条第2項第5号中「第2号又は前号の規定により」を「第1号又は第3号の規定により収納金の」に、「受け入れた後、収入済証拠書類に第1号又は第3号の規定により送付を受けた収入済証拠書類送付書を添えて、直ちに会計管理者に送付しなければ」を「受け入れなければ」に改める。

第110条中「に添えて「要送金」の表示のある小切手」を削り、「小切手受領書兼送金済報告書」を「送金済報告書」に改める。

第111条中「に添えて「要振込」の表示のある小切手」を削り、「小切手受領書兼口座振込済

報告書及び口座振込の明細が分かる書類」を「口座振込済報告書」に改める。

第121条第2項中「清水駅周辺整備課」を「清水都市整備課」に改める。

別表第1中

「

市長公室東京事務所	所長	所管に係る諸収入の収納	所属職員
危機管理総室	次長	防災物品売払収入の収納	所属職員

を

」

「

危機管理総室	次長	防災物品売払収入の収納	所属職員
総務局市長公室東京事務所	所長	所管に係る諸収入の収納	所属職員

に、

」

「

市民局生活安心安全課	課長	計量関係手数料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員
------------	----	----------------------	------

を

」

「

市民局生活安全安心課	課長	計量関係手数料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員
------------	----	----------------------	------

に、

」

「

観光交流文化局スポーツ振興課	課長	コミュニティセンター使用料、体育施設使用料、清水桜が丘公園施設使用料、清水三保体育館使用料、由比体育館使用料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員
----------------	----	---	------

を

」

観光交流文化局スポーツ振興課	課長	コミュニティセンター使用料、体育施設使用料、清水桜が丘公園施設使用料、由比体育館使用料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員	に、
----------------	----	--	------	----

保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課	課長	介護保険に係る保険料、証明手数料、督促手数料及び所管に係る諸収入の収納	所属職員	を
-------------------	----	-------------------------------------	------	---

保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課	課長	介護保険に係る保険料、証明手数料、督促手数料及び所管に係る諸収入の収納並びに業務に附帯して生ずる予算外の現金の収納	所属職員	に
-------------------	----	---	------	---

改める。

別表第2中

各区役所地域総務課	課長	各種発行物売払収入、コミュニティセンター使用料、体育施設使用料、清水桜が丘公園施設使用料、清水三保体育館使用料、由比体育館使用料、鳥獣飼養登録手数料、地縁団体告示事項証明手数料、改葬許可証交付手数料（清水区役	所属職員	を
-----------	----	--	------	---

		所に限る。)、墓地使用許可証明交付手数料(清水区役所に限る。))及び所管に係る諸収入の収納	
--	--	---	--

」

「

各区役所地域総務課	課長	各種発行物売払収入、コミュニティセンター使用料、体育施設使用料、清水桜が丘公園施設使用料、由比体育館使用料、鳥獣飼養登録手数料、地縁団体告示事項証明手数料、改葬許可証交付手数料(清水区役所に限る。))、墓地使用許可証明交付手数料(清水区役所に限る。))及び所管に係る諸収入の収納	所属職員
-----------	----	---	------

に

」

改める。

様式第7号中「第8条の規定」を「第8条の2の規定」に改める。

様式第15号中「、別添小切手により」を削る。

様式第16号中「小切手受領書兼送金済報告書」を「送金済報告書」に、「の小切手を受領し、」を「を」に改める。

様式第17号中「別添小切手により」を削り、「FD・手渡し」を「データ伝送」に改める。

様式第18号中「小切手受領書兼口座振込済報告書」を「口座振込済報告書」に、「の別添小切手を受領し、」を「を」に、「FD・手渡し」を「データ伝送」に改める。

様式第28号を次のように改める。



【様式は掲載省略】

様式第42号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第104条、様式第28号及び様式第42号の改正規定は、公布の日から施行する。

静岡市規則第39号

静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
 静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成30年静岡市規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（表）中

「

受 診 者	フリガナ		性別	生年月日	年齢
	氏名		男・女	年 月 日	歳

を

」

「

受 診 者	フリガナ		生年月日	年齢
	氏名		年 月 日	歳

に

」

改める。

様式第4号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第5号中

「

	生 年 月 日	年 月 日	性 別	男・女
--	---------	-------	-----	-----

を

」

「

	生 年 月 日	年 月 日
--	---------	-------

に

」

改める。

様式第6号中

「

変更のある事項にレ点を付し、変更後の内容	受診者	□	フリガナ		□	性 別
			氏 名			男・女

を

」

を記入してください。					
------------	--	--	--	--	--

」

「

変更のある事項にレ点を付し、変更後の	受診者	<input type="checkbox"/>	フリガナ	
			氏名	

に



内容を記入してください。				
--------------	--	--	--	--

改める。

様式第7号(表)及び様式第8号(表)中

「

申請者	フリガナ		性別
	氏名		男・女

を

「

申請者	フリガナ	
	氏名	

に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細

則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の相当様式により提出された文書とみなす。

- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により交付されている旧規則第2条の受給者証は、当該受給者証の有効期間の満了の日又は当該受給者証の再交付を受ける日までの間は、新規則の様式により交付された受給者証とみなす。
- 4 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

## 静岡市規則第40号

静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年静岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この規則は、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成19年静岡市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条中「情報通信技術利用条例」を「条例」に改め、同条第3号中「次に掲げるもの」の次に「(市長等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)」を加える。

第9条を第17条とする。

第8条中「情報通信技術利用条例」を「条例」に改め、同条を第16条とし、同条の前に次の2条を加える。

（適用除外）

第14条 条例第7条第1号に規定する規則で定める手続等は、次に掲げる事由が存する手続等とする。

- (1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること。
- (2) 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事務所に備え付ける必要があること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市長等が認める手続等であること。

（添付書面等の省略）

第15条 条例第8条に規定する規則で定める書面等は、別表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

第7条中「情報通信技術利用条例」を「条例」に改め、同条を第13条とする。

第6条中「情報通信利用条例」を「条例」に、「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の」を「電磁的記録により」に、「作成等に係る」を「作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている」に改め、同条を第12条とする。

第5条中「情報通信技術利用条例」を「条例」に改め、「書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る」を削り、「書類の」を「書類により」に改め、同条を第11条とし、同条の前に次の2条を加える。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第9条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第7条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等の定めるところによる届出

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合)

第10条 条例第4条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

第4条中「情報通信技術利用条例」を「条例」に、「使用して」を「使用する方法により」に改め、「同項に規定する市の機関等の使用に係る電子計算機のうち」を削り、「係るもの」を「係る電子計算機」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の3条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第5条 条例第3条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當

と認められる部分がある場合)

第6条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合  
(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第7条 条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第3条第1項中「情報通信技術利用条例」を「条例」に、「使用して」を「使用する方法により」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加え、同条を第4条とする。

- 3 第1項の規定により申請等を行う者は、入力する事項に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、市長等が定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講じる場合は、この限りでない。第2条の次に次の1条を加える。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第3条 条例第3条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第15条関係)

書面等	措置
1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第

	<p>3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の市長等への提供</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の市長等への提供</p> <p>(3) 個人番号カードの市長等への提示</p>
<p>2 商業登記法第10条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書</p>	<p>次のいずれかに掲げる措置</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う次のいずれかに掲げる事項の市長等への提供</p> <p>ア 商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号</p> <p>(2) 電子情報処理組織を使用する方法により行う商業登記法第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による証明及び当該証明により確認される電子署名が行われた情報の市長等への提供</p>
<p>3 商業登記法第12条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）の印鑑の証明書</p>	<p>電子情報処理組織を使用する方法により行う商業登記法第12条の2第1項及び第3項の規定による証明及び当該証明により確認</p>

	される電子署名が行われた情報の市長等への提供
4 印鑑登録証明書	電子情報処理組織を使用する方法により行う個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の市長等への提供

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 静岡市規則第41号

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則

静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（平成17年静岡市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「第33条第4項後段」を「第33条第3項後段」に改める。

第19条第2号中「同条第4項」を「同条第3項」に、「特定医師による医療保護入院者（法第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項）の入院届及び記録」を「特定医師による医療保護入院者（法第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項）の入院届及び記録」に改める。

第29条第3項中「省令第23条第2項第2号に規定する書類の写しに、年金証書等内容照会同意書」を「年金情報照会同意書」に改める。

様式第3号の2から様式第3号の4までの規定中「第33条第4項後段」を「第33条第3項後段」に改める。

様式第25号（注）2中「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」を「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」に改める。

様式第26号中「特定医師による医療保護入院者（法第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項）の入院届及び記録」を「特定医師による医療保護入院者（法第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項）の入院届及び記録」に改める。

様式第27号（注）1中「第3項」を「第2項」に改める。

様式第30号（注）2中「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」を「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」に改める。

様式第31号中「第33条第1項・第3項」を「第33条第1項・第2項」に改め、同様式（注）2中「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」を「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」に改める。



様式第31号の2（注）2中「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」を「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」に改める。

様式第40号中「年金証書等内容照会同意書」を「年金情報照会同意書」に改める。

様式第41号の2を次のように改める。

【様式は掲載省略】

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の施行に関する規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

## 静岡市規則第42号

静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市建設工事執行規則の一部を改正する規則

静岡市建設工事執行規則（平成15年静岡市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第41条第1項中「建設機械器具」の次に「(以下この条において「工事目的物等」という。)」を加え、同条第4項中「工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済の工事材料若しくは建設機械器具」を「工事目的物等」に、「係る額」を「係る損害の額」に、「第6項」を「以下この条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、市が損害合計額を負担するものとする。

第41条第6項中「差し引いた額」の次に「と、同項ただし書中「損害合計額を」とあるのは「損額合計額から既に負担した額を差し引いた額を」」を加える。

様式第3号及び様式第4号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第7号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則による改正後の静岡市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。



静岡市規則第43号

静岡市精神障害者医療費助成規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市精神障害者医療費助成規則の一部を改正する規則

静岡市精神障害者医療費助成規則（平成15年静岡市規則第128号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第5条」を「第5条第1項」に、「第3項」を「第2項」に改める。

様式第2号中「第33条第3項」を「第33条第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

# 人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第3号

静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月23日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部を改正する規則  
 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則（令和2年静岡市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表等級別基準職務表1級の項中「相談員」を「相談員、専門員」に、「専門員及び」を「及び」に改め、同表2級の項中「認知症地域支援推進員」の次に「、ヤングケアラーコーディネーター」を加える。

別表第3（1）行政職給料表号給基準表中

「

事務補助員	1級5号
事務員（ワークステーションに勤務する者に限る。）、業務員（駐車場を管理する者に限る。）、施設清掃員、発掘調査整理作業員及び学校司書（高等学校に勤務する者を除く。）	1級6号

を

」

「

事務補助員	1級6号
事務員（ワークステーションに勤務する者に限る。）、業務員（駐車場を管理する者に限る。）、施設清掃員、発掘調査整理作業員及び学校司書（高等学校に勤務する者を除く。）	1級7号

に、

」

「

子ども若者相談支援員（この表の他の項に属するものを除く。）、清掃員（この表の他の項に属するものを除く。）、社会教育指導員、地域相談員、適応	1級20号
---	-------

を

指導教室専任指導員、発掘作業員、道路補修作業員及び水道未普及地域普及支援員	
---------------------------------------	--

子ども若者相談支援員(この表の他の項に属するものを除く。)、清掃員(この表の他の項に属するものを除く。)、社会教育指導員、地域相談員、適応指導教室専任指導員、発掘作業員、道路補修作業員、水道未普及地域普及支援員及び広報紙編集専門員	1級20号
---	-------

高度の知識及び経験を要する要介護認定調査員、障害者支援担当員及び障害支援区分認定調査員並びに認知症地域支援推進員	2級3号
--	------

高度の知識及び経験を要する要介護認定調査員、障害者支援担当員及び障害支援区分認定調査員、認知症地域支援推進員並びにヤングケアラーコーディネーター	2級3号
--	------

改め、別表第3(3)医療職給料表(2)号給基準表中

栄養士及び歯科衛生士	1級8号
獣医師、薬剤師及び理学療法士	1級23号

栄養士及び歯科衛生士(この表の他の項に属するものを除く。)	1級8号
獣医師、薬剤師、理学療法士及び歯科衛生士(診療行為を行うものに限る。)	1級23号

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 静岡市人事委員会規則第4号

静岡市職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月23日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

## 静岡市職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員からの苦情相談に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第28条の4、第28条の5又は第28条の6の規定に基づく」を「第22条の4第1項の規定による」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和17年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の静岡市職員からの苦情相談に関する規則第2条の規定の適用については、同条第2号中「第22条の4第1項」とあるのは、「第22条の4第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」とする。

## 静岡市人事委員会規則第5号

静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月30日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

## 静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）行政職給料表級別職務分類表6級の項中「東京事務所長、危機管理総室次長」を「危機管理総室次長、東京事務所長」に、「地域包括ケア推進本部次長」を「地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長」に改め、同表8級の項中「市長公室長、危機管理総室長及び地域包括ケア推進本部長」を「危機管理総室長、市長公室長及び地域包括ケア・誰もが活躍推進本部長」に改め、同表9級の項中「市理事、連携調整監及び統括監」を「危機管理監、統括監及び局理事」に改め、別表第1（4）医療職給料表（3）級別職務分類表4級の項中「地域包括ケア推進本部次長」を「地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長」に改める。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 静岡市人事委員会規則第6号

静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月30日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則

静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次の1表を加える。

(3) 小学校中学校行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
6級	小学校及び中学校の共同学校事務室長の職務

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第7号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月30日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成17年静岡市人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

市長部局		市理事 連携調整監 統括監
	市長公室	市長公室長
	秘書課	課長補佐 市長又は副市長の秘書を担当する主幹、副主幹及び主査 係長
	東京事務所	東京事務所長
	危機管理総室	危機管理総室長 危機管理総室次長
総務局	総務課	課長補佐 組織及び職務権限に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査（企画に関する事務を担当する者に限る。） 行財政改革に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査（企画に関する事務を担当する者に限る。） 組織管理係長 行財政改革推進係長

を

「

市長部局		危機管理監 統括監 局理事
	危機管理総室	危機管理総室長 危機管理総室次長
総務局	市長公室	市長公室長

」



	秘書課	課長補佐 市長又は副市長の秘書を担当する主幹、副主幹及び主査 係長	に、
	東京事務所	東京事務所長	
	総務課	課長補佐 組織及び職務権限に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査（企画に関する事務を担当する者に限る。） 行財政改革に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査（企画に関する事務を担当する者に限る。） 組織管理係長 行財政改革推進係長	

	地域包括ケア推進本部	地域包括ケア推進本部長 地域包括ケア推進本部次長	を
--	------------	--------------------------	---

	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部長 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部次長	に、
--	------------------	--------------------------------------	----

学校	小学校	校長 教頭	を
	中学校	校長 教頭	

学校	小学校	校長 教頭 共同学校事務室長	に
	中学校	校長 教頭 共同学校事務室長	

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 静岡市人事委員会規則第8号

静岡市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月30日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

## 静岡市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の退職管理に関する規則（平成28年静岡市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「市理事、」を削り、「連携調整監」を「危機管理監」に改め、「統括監」の次に「、局理事」を加える。

第14条第1号中「市理事、」を削り、「連携調整監」を「危機管理監」に改め、「統括監」の次に「、局理事」を加える。

第23条第2号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の静岡市職員の退職管理に関する規則第23条第2号に規定する職員とみなして、同条の規定を適用する。

## 静岡市人事委員会規則第9号

静岡市職員の定年に係る勤務延長に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月30日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

## 静岡市職員の定年に係る勤務延長に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の定年に係る勤務延長に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

題名中「勤務延長」を「勤務延長等」に改める。

第1条中「平成15年静岡市条例第29号」を「令和4年静岡市条例第33号」に改め、「第4条第5項」の次に「、第9条第3項及び第12条」を加え、「勤務延長の実施」を「勤務延長等」に改める。

第3条第1項を削り、同条第2項中「第4条第2項」を「第4条第1項ただし書又は第2項」に、「前項」を「次項」に改め、「書面」の次に「の写し」を加え、同項を同条第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 条例第4条第3項に規定する職員の同意は、書面によって得るものとする。

第3条第3項を次のように改める。

3 条例第4条第4項に規定する職員の同意は、書面によって得るものとする。

第4条中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（特定管理監督職群を構成する管理監督職）

第5条 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次に掲げる職とする。

- (1) こども園及び待機児童園の園長の職
- (2) 高等学校の校長、副校長及び教頭並びに小学校及び中学校の校長、教頭及び主幹教諭の職
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人事委員会が別に定める職

（定年前再任用の選考に用いる情報）

第6条 条例第12条に規定する人事委員会規則で定める情報は、同条の規定による採用（以下「定年前再任用」という。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の7項を加える。

(条例附則第5項の規定による勤務についての準用)

- 2 第3条の規定は、条例附則第5項の規定による承認について準用する。

(条例附則第6項の人事委員会規則で定める職及び職員)

- 3 条例附則第6項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年(同項に規定する新条例定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、条例による改正前の静岡市職員の定年等に関する条例(平成15年静岡市条例第29号。以下「旧条例」という。)第3条に規定する定年に準じた年齢)を超える職(当該職に係る定年が条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。)とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 4 条例附則第6項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

(条例附則第24項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

- 5 条例附則第24項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年相当年齢(条例附則第15項に規定する新条例定年相当年齢をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る新条例定年が条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

6 条例附則第24項の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している者とする。

7 条例附則第24項の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第5項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。

(定年退職者等の再任用の選考に用いる情報)

8 条例附則第9項、第10項、第14項又は第15項の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 条例附則第9項、第10項、第14項又は第15項の規定による採用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他当該採用を行う職の職務遂行上必要な事項

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、「第4条第2項」を「第4条第1項ただし書又は第2項」に改める。

様式第2号を削る。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第2号とする。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 静岡市人事委員会規則第10号

静岡市職員の給与に関する条例附則第35項等の規定による給料の取扱いに関する規則をここに制定する。

令和5年3月30日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

静岡市職員の給与に関する条例附則第35項等の規定による給料の取扱いに関する規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号。以下「給与条例」という。）附則第35項、第37項及び第38項の規定による給料の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 静岡市職員の定年等に関する条例（令和4年静岡市条例第33号。以下「定年条例」という。）第6条各号に掲げる職をいう。
- (2) 異動期間 定年条例第9条第1項に規定する異動期間（同項から同条第4項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、給与条例附則第35項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において、第1項特例任用職員（定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (4) 特定日 給与条例附則第33項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第25号。以下「初任給規則」という。）第2条第3号に規定する降格のうち、法28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給規則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 降号 初任給規則第2条第4号に規定する降号をいう。
- (9) 上限額 給与条例第5条第4項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあつては、当該給料月額に静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をいう。
- (10) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。  
（給与条例附則第35項の人事委員会規則で定める職員）

第3条 給与条例附則第35項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
- ア 異動日以後に初任給基準異動した職員
  - イ 異動日から特定日までの間に降格又は降号した職員
  - ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員  
（他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第37項の規定による給料の支給）

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第33項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日以後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がそれぞれ当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端

数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第37項の規定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合(給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あったものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
- (2) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
  - ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
  - イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額
- (4) 異動日以後に静岡市人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得てその号給を決定された職員 人事委員会が定める額
- (5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額



- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に定める給料月額を用いて算出するものとする。
- 4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会が定める額を、給与条例附則第37項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第37項の規定による給料の支給）

第5条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日（定年条例第9条第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第33項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第37項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第33項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項

の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)がそれぞれ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。)を除く。)には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第37項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合(給料表異動等が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合)の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額(これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格又は降号をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額にこれよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
  - ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額にこれよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い

給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

(4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員 人事委員会が定める額

(5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額にこれよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて、同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、人事委員会の定める日以後、人事委員会が定める額を、給与条例附則第37項の規定による給料として支給する。

(降任相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第38項の規定による給料の支給)

第7条 降任相当給料表異動(法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。

以下この条及び次条において同じ。)をした職員(第1項特例任用職員又は第3項特例任用職

員から降任相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。)であって、降任相当転任日(当該降任相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に給与条例附則第33項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が降任相当転任日の前日に降任相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第38項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 降任相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 降任相当給料表異動をした職員であって、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第33項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第38項の規定による給料として支給する。

- (1) 降任相当転任日後に給料表異動等をした職員
- (2) 降任相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
- (3) 降任相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(降任相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。)
- (4) 降任相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任相当給料表異動をした職員であって、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、降任相当転任日に給与条例附則第33項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「転任日給料月額」という。)が、降任相当転任日の前日に降

任相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額にこれよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第38項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から降任相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任相当給料表異動をした職員であって、降任相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第33項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会が定める額を、給与条例附則第38項の規定による給料として支給する。
  - (1) 降任相当転任日後に給料表異動等をした職員
  - (2) 仮定異動期間末日から降任相当転任日までの間に降格又は降号をした職員
  - (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
  - (4) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第38項の規定による給料の支給）

第9条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き

給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第33項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第38項の規定による給料として支給する。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
  - (2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
  - 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職

員について適用される第9条基礎給料月額、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第33項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会が定める額を、給与条例附則第38項の規定による給料として支給する。

- (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第2条第2号に規定する昇格をした職員
- (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員
- (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格又は降号をした職員
- (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員  
(人事交流等職員に対する給与条例附則第38項の規定による給料の支給)

第10条 初任給規則第16条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例第33項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして同項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り

捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日)以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第38項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。
- 3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表を適用した給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第33項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会が定める額を、給与条例附則第38項の規定による給料として支給する。
  - (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第16条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
  - (2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員
  - (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
  - (4) 人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日)以後に育児短時間勤務等をした職員
  - (5) 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員  
(この規則により難い場合の措置)

第11条 給与条例附則第35項、第37項及び第38項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



## 静岡市人事委員会規則第11号

静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月30日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（令和4年静岡市人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「再任用職員異動（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員）」を「暫定再任用職員異動（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員）」に改め、同条中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

（6）地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）として採用された職員

（7）静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号。以下「給与条例」という。）

附則第33項の規定の適用を受けることとなった職員

第3条第1項第1号から第3号までの規定中「第6号」を「第8号」に改め、同項第5号中「再任用職員異動を」を「暫定再任用職員異動を」に改め、同号ア中「再任用職員異動」を「暫定再任用職員異動」に改め、「イ」の次に「及び次号」を加え、同号イ中「再任用職員異動」を「暫定再任用職員異動」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同項中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

（6）定年前再任用短時間勤務職員として採用された場合 切替前再任用給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の当該採用後における勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

（7）給与条例附則第33項の規定の適用を受けることとなった場合 切替日の前日に同項の規定の適用を受けたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則第2条第5号に規定する再任用異動をした職員に係る給料については、なお従前の例による。

## 静岡市人事委員会規則第12号

静岡市人事委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市人事委員会

委員長 松下光恵

## 静岡市人事委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則

静岡市人事委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年静岡市条例第9号）の施行に関しては、静岡市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年静岡市規則第 号）の例による。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（旧規則の廃止）

2 静岡市人事委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規則（平成17年静岡市人事委員会規則第5号）は、廃止する。

# 教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第1号

静岡市旧マッケンジー住宅の管理に関する規則を廃止する規則をここに制定する。

令和5年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市旧マッケンジー住宅の管理に関する規則を廃止する規則

静岡市旧マッケンジー住宅の管理に関する規則(平成24年静岡市教育委員会規則第2号)は、  
廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 静岡市教育委員会規則第2号

静岡市体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

## 静岡市体育館条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市体育館条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「静岡市清水三保体育館及び」及び「(以下この項において「静岡市清水三保体育館等」という。)」を削り、「、静岡市清水三保体育館等にあつては」を「、静岡市由比体育館にあつては」に改める。

様式第1号備考及び様式第2号備考中「静岡市清水三保体育館及び」を削る。

様式第3号1体育館（静岡市中央体育館の屋内プール並びに静岡市清水三保体育館及び静岡市由比体育館を除く。）個人利用券中「並びに静岡市清水三保体育館」を削る。

様式第8号備考中「静岡市清水三保体育館及び」を削る。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第3号

静岡市蒲原プール条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市蒲原プール条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市蒲原プール条例施行規則（平成18年静岡市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 静岡市教育委員会規則第4号

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則  
静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「している職員をいう」の次に「。以下同じ」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ」に改め、「採用された職員をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第1及び別表第2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(教育職員給与条例附則第10項及び小中学校教育職員等給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当の額)

- 2 教育職員給与条例附則第10項及び小中学校教育職員等給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「各号に掲げる額」とあるのは、「各号に掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。



(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則第3条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。

## 静岡市教育委員会規則第5号

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則の一部を改正する規則  
静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「もの」を「職員」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例施行規則第3条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

## 静岡市教育委員会規則第6号

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

## 静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「再任用職員のうち育児短時間勤務職員等にあつてはその者の管理職手当の額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあつてはその者の管理職手当の額」を「定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の額は、その者に適用させる給料表及び職務の級に応じ、別表第2に定める支給月額（支給月額が2以上掲げられているときは、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮して、いずれか静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する額）」に改め、「それぞれ」を削り、同項を同条第3項とする。

第3条から第5条までの規定中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第3中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の2項を加える。

（条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の手当の額）

- 5 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「支給月額」とあるのは、「支給月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

- 6 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、当分の間、第4条第1項及び第5条第1項中「次のとおり」とあるのは、「当該各号に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第2条の規定の適用については、同条第1項中「別表第1」とあるのは、「別表第2」とする。
- 3 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、新規則第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則の規定を適用する。

静岡市教育委員会規則第7号

静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則  
 静岡市立の高等学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成15年静岡市教育委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「及び第7項」を削る。

別表中

「

		7時間45分未満	360／510	
条例第8条第2項第3号に掲げる業務	5,100円	7時間45分以上	100／100	を
		4時間未満	20／36	
条例第8条第2項第4号に掲げる業務	3,600円	4時間以上	100／100	

」

「

条例第8条第2項第3号に掲げる業務	5,100円	7時間45分未満	360／510	に、
		7時間45分以上	100／100	
条例第8条第2項第4号に掲げる業務	3,600円	4時間未満	20／36	
		4時間以上	100／100	

」

「

教育業務連絡指導手当	200円			を
兼務手当	2,000円			

」

「

教育業務連絡指導手当	200円		
------------	------	--	--

に  
」

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 静岡市教育委員会規則第8号

静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

## 静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則

静岡市立高等学校学則（平成19年静岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第43条」を「一第43条」に改める。

第42条の次に次の1条を加える。

（成年に達している場合の特例）

第42条の2 この規則の規定により保護者との連署を要する手続を成年に達している者がする場合にあつては、当該規定にかかわらず、教育長が特に必要があると認めるときを除き、保護者の署名は要しないものとする。

様式第1号中「保護者と連署して」を「次のとおり」に改める。

様式第2号、様式第4号及び様式第5号中「保護者と連署の上」を「許可されるよう」に改める。

様式第10号中「保護者との連署の上」を削る。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市教育委員会規則第9号

静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月28日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則

静岡市教育委員会事務局事務専決規則（平成15年静岡市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表2個別専決事項教育総務課に関する事項の表及び教職員課に関する事項の表中「部分休業」の次に「並びに高齢者部分休業」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。



## 静岡市教育委員会規則第10号

静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月29日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

## 静岡市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

静岡市立小・中学校管理規則（平成19年静岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第61条」を「第61条・第61条の2」に改める。

第8章中第61条の次に次の1条を加える。

（共同学校事務室）

第61条の2 法第47条の4第1項の規定に基づき次の表の左欄に掲げる学校に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第7条の2第1号及び第2号に掲げる事務を共同処理するため、同表の右欄に掲げる学校に共同学校事務室を置く。

番町小学校、新通小学校、安西小学校、田町小学校、駒形小学校、井宮小学校、賤機南小学校、賤機中小学校、賤機北小学校、松野小学校、安倍口小学校、足久保小学校、大河内小学校、梅ヶ島小学校、玉川小学校、井川小学校、井宮北小学校、美和小学校、籠上中学校、末広中学校、賤機中学校、安倍川中学校、美和中学校、大河内中学校、梅ヶ島中学校、玉川中学校及び井川中学校	末広中学校
伝馬町小学校、葵小学校、横内小学校、北沼上小学校、安東小学校、千代田小学校、麻機小学校、西奈小学校、竜南小学校、千代田東小学校、西奈南小学校、城北小学校、城内中学校、安東中学校、東中学校、西奈中学校、観山中学校及び竜爪中学校	城内中学校
服織小学校、服織西小学校、中藁科小学校、水見色小学校、南藁科小学校、清沢小学校、大川小学校、長田西小	藁科中学校

学校、長田南小学校、長田東小学校、長田北小学校、川原小学校、服織中学校、藁科中学校、大川中学校、長田西中学校、長田南中学校及び城山中学校	
森下小学校、中田小学校、中島小学校、東豊田小学校、西豊田小学校、大里東小学校、大里西小学校、大谷小学校、久能小学校、富士見小学校、南部小学校、宮竹小学校、東源台小学校、大里中学校、豊田中学校、東豊田中学校、高松中学校、南中学校及び中島中学校	高松中学校
清水辻小学校、清水江尻小学校、清水入江小学校、清水浜田小学校、清水岡小学校、清水船越小学校、清水小学校、清水不二見小学校、清水駒越小学校、清水三保第一小学校、清水三保第二小学校、清水有度第一小学校、清水有度第二小学校、清水第一中学校、清水第二中学校、清水第三中学校、清水第四中学校、清水第五中学校、清水第七中学校及び清水第八中学校	清水第二中学校
清水飯田小学校、清水飯田東小学校、清水高部小学校、清水高部東小学校、清水袖師小学校、清水庵原小学校、清水興津小学校、清水小島小学校、清水小河内小学校、清水穴原小学校、清水両河内小学校、蒲原東小学校、蒲原西小学校、由比小学校、由比北小学校、清水第六中学校、清水飯田中学校、清水袖師中学校、清水庵原中学校、清水興津中学校、清水小島中学校、両河内中学校、蒲原中学校及び由比中学校	清水興津中学校

- 2 法第47条の4第4項の規定により、前項の表の左欄に掲げる学校の事務職員のうちから、同表の右欄に掲げる学校の共同学校事務室に共同学校事務室長及び所要の職員を置く。
- 3 前項の共同学校事務室長及び職員は、教育委員会が命ずる。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 静岡市教育委員会規則第11号

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市教育委員会

教育長 赤堀文宣

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則（平成29年静岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは法第28条の5第1項又は法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項及び第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「再任用職員のうち育児短時間勤務職員等にあつてはその者の管理職手当の額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、再任用短時間勤務職員にあつてはその者の管理職手当の額」を「定年前再任用短時間勤務職員の管理職手当の額は、その者に適用させる給料表及び職務の級に応じ、別表第3に定める支給月額（支給月額が2以上掲げられているときは、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮して、いずれか静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する額）」に改め、「それぞれ」を削り、「とし、」を「（」に改め、「切り捨てた額」の次に「）」を加え、同項を同条第3項とする。

第4条から第7条までの規定中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の3項を加える。

（条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額等）

5 条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「額」とあるのは、「額」に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未

満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額」とする。

6 条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める支給月額」とあるのは、「定める支給月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

7 条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第6条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「次のとおり」とあるのは、「当該各号に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表第2中

「		43,800円	を
			」
「		43,800円	に
	共同学校事務室長	57,200円	
			」

改める。

別表第4中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第3条の規定の適用については、同条第1項中「別表第2」とあるのは、「別表第3」とする。

3 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、新規則第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則の規定を適用する。

## 静岡市教育委員会規則第12号

静岡市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

## 静岡市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則

静岡市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年静岡市条例第9号）の施行に関しては、静岡市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年静岡市規則第9号）の例による。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（旧規則の廃止）

- 2 静岡市教育委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規則（平成15年静岡市教育委員会規則第20号）は、廃止する。

# 上下水道局管理規程

静岡市上下水道局管理規程第16号

静岡市企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

静岡市企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成15年静岡市企業局管理規程第13号）

の一部を次のように改正する。

本則中「及び静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成15年静岡市規則第24号）」を「、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成15年静岡市規則第24号）及び静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年静岡市規則第55号）」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 静岡市上下水道局管理規程第17号

静岡市下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

## 静岡市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

静岡市下水道条例施行規程（平成15年静岡市企業局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「水道部お客様サービス課債権管理係」を「経営管理部お客様サービス課債権管理係」に改め、同条を第14条の3とし、第14条の次に次の1条を加える。

（使用料の徴収方法）

第14条の2 条例第15条第1項に規定する管理者が定める方法は、次に掲げる方法によるものとする。

- （1）静岡市水道事業及び下水道事業会計規程（平成15年静岡市企業局管理規程第26号）第35条第1項に規定する納入通知書により納付する方法
- （2）口座振替により納付する方法
- （3）地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者により納付する方法

様式第11号の2中「第14条中の2関係」を「第14条の3関係」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。



静岡市上下水道局管理規程第18号

静岡市上下水道局公印規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局公印規程（平成15年静岡市企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「水道部水道総務課長（以下「水道総務課長」を「経営管理部上下水道総務課長（以下「上下水道総務課長」に、同条第4項中「水道総務課長」を「上下水道総務課長」に改める。

第7条から第9条まで及び第12条から第15条までの規定中「水道総務課長」を「上下水道総務課長」に改める。

別表第1一般公印の表中

「

管理者印	1	古てん	正方形	方 20	2	水道総務課長及び水道部水道事務所長
局印	2	古てん	正方形	方 30	1	水道総務課長

を

」

「

管理者印	1	古てん	正方形	方 20	2	上下水道総務課長及び水道部水道事務所長
局印	2	古てん	正方形	方 30	1	上下水道総務課長

に

」

改め、別表第1専用公印の表中

「

管理者印	1	古てん	正方形	方12	1	水道総務課長	身分証明書用
管理者印	1	隸書	正方形	方20	1	水道総	印刷公印及

						務課長	び電子公印 用	を
管理者印	6	隸書	円形	直径13	1	水道総 務課長	印刷公印及 び電子公印 用	

」

「

管理者印	1	古てん	正方形	方12	1	上下水 道総務 課長	身分証明書 用	
管理者印	1	隸書	正方形	方20	1	上下水 道総務 課長	印刷公印及 び電子公印 用	に
管理者印	6	隸書	円形	直径13	1	上下水 道総務 課長	印刷公印及 び電子公印 用	

」

改める。

様式第2号及び様式第6号から様式第9号までの規定中「水道総務課長」を「上下水道総務課長」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第19号

静岡市上下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市上下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局庁舎管理規程（平成28年静岡市上下水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「上下水道局水道部水道総務課長」を「上下水道局経営管理部上下水道危機管理課長」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第20号

静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程（平成15年静岡市企業局管理規程第32号）

の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「下水道部長」を「上下水道局次長」に、「下水道部下水道総務課長」を「下水道部長」に改める。

第19条中「下水道部下水道総務課」を「経営管理部上下水道総務課」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第21号

静岡市都市計画下水道事業受益者負担金等の滞納処分に関する管理者の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市都市計画下水道事業受益者負担金等の滞納処分に関する管理者の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部を改正する規程

静岡市都市計画下水道事業受益者負担金等の滞納処分に関する管理者の権限に属する事務の一部を委任する規程（平成15年静岡市企業局管理規程第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「下水道部下水道総務課下水道接続推進係」を「経営管理部お客様サービス課債権管理係」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第22号

静岡市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程  
静岡市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成17年静岡市企業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

様式第2号の2その1（1枚目）（裏面）中「下水道総務課」を「お客様サービス課」に改める。

様式第14号（表）中「下水道部下水道総務課」を「経営管理部お客様サービス課」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第23号

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程（平成15年静岡市企業局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「水道部経営企画課長（以下「経営企画課長」という。）及び水道部経営企画課経理係長（以下「経営企画課経理係長」を「経営管理部上下水道経営課長（以下「上下水道経営課長」という。）及び経営管理部上下水道経営課水道経理係長（以下「水道経理係長」に、「下水道部下水道総務課長（以下「下水道総務課長」という。）及び下水道部下水道総務課経理係長（以下「下水道総務課経理係長」を「上下水道経営課長及び経営管理部上下水道経営課下水道経理係長（以下「下水道経理係長」に改める。

第4条第1項中「経営企画課長又は下水道総務課長」を「上下水道経営課長」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「経営企画課経理係長又は下水道総務課経理係長」を「水道経理係長又は下水道経理係長」に改め、同条第5項及び第6項中「経営企画課長又は下水道総務課長」を「上下水道経営課長」に改める。

第15条及び第16条中「経営企画課長及び下水道総務課長」を「上下水道経営課長」に改める。

第30条第1項及び第32条中「経営企画課長又は下水道総務課長」を「上下水道経営課長」に改める。

第43条中「水道部お客様サービス課長」を「経営管理部お客様サービス課長」に改める。

第105条から第108条まで、第117条、第119条、第121条、第124条及び第125条中「経営企画課長」を「上下水道経営課長」に改める。

第130条中「経営企画課長」を「経営管理部上下水道総務課長（以下「上下水道総務課長」という。）」に改める。

第131条第1項及び第134条第2項中「経営企画課長」を「上下水道総務課長」に改める。

第136条第2項中「経営企画課長又は下水道総務課長」を「上下水道総務課長」に改める。

第139条中「経営企画課長」を「上下水道総務課長」に改める。

第141条中「経営企画課長又は下水道総務課長」を「上下水道総務課長」に改める。

第143条中「経営企画課長」を「上下水道総務課長」に改める。

第145条から第147条まで、第157条、第158条、第160条から第162条まで、第165条、第171条及び第172条第2項中「経営企画課長又は下水道総務課長」を「上下水道経営課長」に改める。

第178条中「水道事業にあつては経営企画課長、下水道事業にあつては下水道総務課長」を「上下水道経営課長」に改める。

第180条及び第181条中「経営企画課長又は下水道総務課長」を「上下水道経営課長」に改める。

第183条第1項中「経営企画課長又は下水道総務課長」を「上下水道経営課長」に、「水道部長及び下水道部長」を「上下水道局次長」に改め、同条第2項中「経営企画課長又は下水道総務課長」を「上下水道経営課長」に改める。

第184条第1項、第187条、第188条、第191条から第193条まで、第195条から第200条まで、第202条から第204条まで、第205条及び第206条第1項中「経営企画課長又は下水道総務課長」を「上下水道経営課長」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。



静岡市上下水道局管理規程第24号

静岡市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程

静岡市上下水道局事務専決規程（平成15年静岡市企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項を削り、同条第6項中「水道部水道総務課長（以下「水道総務課長」を「経営管理部上下水道総務課長（以下「上下水道総務課長」に、「水道総務課長の」を「上下水道総務課長の」に改め、同項を同条第5項とし、同条に次の1項を加える。

6 経営管理部上下水道経営課長（以下「上下水道経営課長」という。）の専決事項のうち、次に掲げるものについては、管理者の承認を得て上下水道経営課長の指定する職員に専決させることができる。

- (1) 貯蔵品の買入れの契約（予定価格1件30万円以下に係るものを除く。）をすること。
- (2) 物品（車両を除く。）の売払いの契約をすること。

第8条第2項中「経営企画課長又は下水道部下水道総務課長（以下「下水道総務課長」という。）」を「上下水道経営課長」に改め、同条第3項中「水道総務課長」を「上下水道総務課長」に改める。

別表第1 共通専決事項及び合議事項（3）財務に関する事項ア収入に関する事項の表中

「

専決者等  専決事項等	専決			合議	を
	局長	局次長	課長等共通	経営企画課長 又は下水道総務課長	

」

「

専決者等 専決事項等	専決			合議	に
	局長	局次長	課長等共通	上下水道経営 課長	

」

改め、別表第1 共通専決事項及び合議事項（3）財務に関する事項イ支出に関する事項の表中

「

専決者等 専決事項等	専決			合議	を
	局長	局次長	課長等共通	経営企画課長 又は下水道総 務課長	

」

「

専決者等 専決事項等	専決			合議	に
	局長	局次長	課長等共通	上下水道経営 課長	

」

改め、別表第1 共通専決事項及び合議事項（3）財務に関する事項ウその他の事項の表中

「

専決者等 専決事項等	専決			合議	を
	局長	局次長	課長等共通	経営企画課長 又は下水道総 務課長	

」

「

専決者等 専決事項等	専決			合議	に、
	局長	局次長	課長等共通	上下水道経営 課長	

」

「

9	物品の不用の決定（水道総務課の所管に属するものを除く。）をすること。			○	
---	------------------------------------	--	--	---	--

を

」

「

9	物品の不用の決定（上下水道総務課の所管に属するものを除く。）をすること。			○	
---	--------------------------------------	--	--	---	--

に

」

改める。

別表第2個別専決事項水道部経営企画課に関する事項を削り、同表個別専決事項水道部水道総務課に関する事項を次のように改める。

経営管理部上下水道総務課に関する事項

専決者 専決事項	局長	局次長	部長	課長
1 事務の所管を決定すること。	重要なもの	○		軽易なもの
2 事務改善を計画し、推進すること。		○		
3 事務手続を統制すること。		○		軽易なもの
4 職員（会計年度任用職員を除く。）の任免（異動を含む。）及び給料改定に関する事	課長補佐及びこれに準ずる者	係長以下、再任用職員及び臨時的任用職員		
5 会計年度任用職員の選考（一般事務で任期が通年であり、かつ、1週間当たりの勤務時間				○

が30時間又は31時間である者の選考及び再度の任用に係る選考に限る。) に関する事				
6 会計年度任用職員(任期が6月未満又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者(欠員の補充に係るものを除く。)を除く。)の任免及び給料改定に関する事				○
7 職員の休職及び休養に関する事	重要なもの	○		
8 職員の修学部分休業、自己啓発等休業及び配偶者同行休業に関する事	重要なもの	○		
9 職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業並びに高齢者部分休業に関する事				○
10 職員の組合休暇及び介護休暇に関する事				○
11 職員の休憩時間の短縮に関する事				○
12 職員の深夜勤務、時間外勤務等の制限に関する事				○

13 職員の身分証票を交付すること。				○
14 定まった標準のある職員の職務に専念する義務の免除をすること。				○
15 職員研修を実施すること。				○
16 定例の給料、その他の給与支給に関すること。				○
17 職員の公務災害補償の事務処理に関すること。				○
18 職員の健康診断を行うこと。				○
19 車両保険契約に関すること。				○
20 物品の修理及び加工の契約（貯蔵品以外の物品に係る契約で、予定価格1件50万円以下のものを除く。）をすること。				○
21 物品（貯蔵品を除く。）の買入れの契約（予定価格1件30万円以下に係るものを除く。）をすること。				○
22 物品（貯蔵品を除				○

く。)の不用の決定をすること。				
23 物品の交換及び譲与の決定並びに契約をすること。				○
24 車両の売払いにすること。				○
25 不動産及び動産(物品を除く。)の売払い、交換及び譲与の決定並びに契約をすること。	(見積価格) 2億円未満		(見積価格) 1億円未満	(見積価格) 3,000万円未満
26 不動産の登記をすること。				○
27 寄附及び贈与(負担付きを除く。)の受納に関すること。	(見積価格) 1億円未満		(見積価格) 5,000万円未満	(見積価格) 1,000万円未満
28 建設工事の請負契約及び建設業関連業務の委託契約をすること。				○
29 給水工事材料検査の受託に関すること。				○

別表第2 個別専決事項水道部水道総務課に関する事項の次に次のように加える。

経営管理部上下水道経営課に関する事項

専決者 専決事項	局長	局次長	部長	課長
1 支出予算の流用をすること。	5,000万円以上		5,000万円未満	3,000万円未満
2 予備費を充当すること。	5,000万円以上		5,000万円未満	3,000万円未満
3 収入支出科目を新設				○

すること。				
4 予備費補充の通知を すること。				○
5 企業債の借入れの申 込みをすること。			○	
6 一時借入金の申込み をすること。			○	
7 資産に係る事務報告 及び財産表を作成する こと。			○	
8 貯蔵品の買入れの契 約（予定価格1件30万 円以下に係るものを除 く。）をすること。				○
9 物品（車両を除く。） の売払いに関するこ と。				○
10 郵便自動払込みに係 る水道料金及び下水道 使用料の移替えに関す ること。				○
11 棚卸し日の決定をす ること。				○

経営管理部上下水道危機管理課に関する事項

専決者 専決事項	局長	局次長	部長	課長
1 火災保険契約に関す ること。				○
2 電話の維持管理に関 すること。				○

3 上下水道局庁舎内の遺失物に関する事 こと。				○
4 上下水道局庁舎の使 用許可に関する事 こと。				○

別表第2個別専決事項水道部お客様サービス課に関する事項を次のように改める。

経営管理部お客様サービス課に関する事項

専決者 専決事項	局長	局次長	部長	課長
1 水道料金等の口座振替及び郵便自動払込み等に関する事 こと。				○
2 受益者負担金及び区域外流入分担金に係る徴収金の納期限の延長、繰上げ徴収、徴収猶予、督促及び交付要求に関する事 こと。				○

別表第2個別専決事項下水道部下水道総務課に関する事項を次のように改める。

下水道部下水道計画課に関する事項

専決者 専決事項	局長	局次長	部長	課長
1 水洗便所改造資金の融資あっせん及び利子補給の決定に関する事 こと。				○

別表第3中

「

中島浄化センター所長	中島浄化センター
静岡・清水北部・南部浄化センター所長	清水北部浄化センター

を  
」



「

中島・城北・長田浄化センター所長	中島浄化センター
清水北部・南部・静清浄化センター所長	清水北部浄化センター

に

」

改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市上下水道局管理規程第25号

静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市水道事業給水条例等施行規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業給水条例等施行規程（平成15年静岡市企業局管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」を「第18条の2」に改める。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、民法（明治29年法律第89号）第213条の2第1項又は第213条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により給水装置を設置する場合は、この限りではない。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、民法第213条の2第1項又は第213条の3第1項の規定により当該給水管を使用する場合は、この限りではない。

第4章中第18条の次に次の1条を加える。

（料金の徴収方法）

第18条の2 条例第31条第1項に規定する管理者が定める方法は、次に掲げる方法によるものとする。

- （1）静岡市水道事業及び下水道事業会計規程（平成15年静岡市企業局管理規程第26号）第35条第1項に規定する納入通知書により納付する方法
- （2）口座振替により納付する方法
- （3）地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者により納付する方法

第24条第2項中「水道部長」を「上下水道局次長」に、「水道部水道総務課長」を「水道部長」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 静岡市上下水道局管理規程第26号

静岡市企業職員で非常勤のものに対する給与の種類及び基準に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市企業職員で非常勤のものに対する給与の種類及び基準に関する規程の一部を改正する規程

静岡市企業職員で非常勤のものに対する給与の種類及び基準に関する規程（令和2年静岡市上下水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の静岡市企業職員で非常勤のものに対する給与の種類及び基準に関する規程第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなして、同項の規定を適用する。

## 静岡市上下水道局管理規程第27号

静岡市企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

## 静岡市企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

静岡市企業職員の管理職手当に関する規程（平成15年静岡市企業局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下これらを「育児短時間勤務職員等」という。）にあつてはその者の手当の額に静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項又は静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあつてはその者の手当の額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第2条第3項中「再任用職員のうち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次条において「再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、その者の手当の額に静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）第2条第2項を「定年前再任用短時間勤務職員の手当の額は、その者に適用させる給料表及び職務の級に応じ、別表第2に定める支給月額（同表の職務の級に対応する支給月額が2以上掲げられているときは、その者の職務の困難性、責任の度合い等を考慮して、いずれか公営企業管理者（以下「管理者」という。）が指定する額）に勤務時間条例第2条第3項」に改める。

第3条中「若しくは第2項」及び「若しくは別表第2」を削り、「前条第3項」を「前条第2項若しくは第3項」に、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員若しくは任期付短時間勤務職員」に改める。

第6条第2号中「又は疾病にかかり地方公務員法」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下「通勤」という。）により負傷し、若しくは疾病にかかり地方公務員法」に、「負傷し、又は疾病にかかり勤務しないことについて管理者が承認した」を「の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により、勤務しなかった場合で静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第21条第1項の規定により勤務しないことにつき管理者の承認のあった」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（手当の額の特例）

- 2 静岡市企業職員の給与の額、減額及び支給方法等に関する規程（平成15年企業局管理規程第17号）の規程によりその例によることとされた静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）附則第33項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「支給月額」とあるのは、「支給月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員に対するこの規程による改正後の静岡市企業職員の管理職手当に関する規程（以下「新規程」という。）第2条の適用については、同条第1項中「別表第1」とあるのは、「別表第2」とする。
- 3 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、新規程第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条第3項の規定を適用する。

静岡市上下水道局管理規程第28号

静岡市企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

静岡市企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程

静岡市企業職員被服貸与規程（平成15年静岡市企業局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

別表3の項中「2年」を「1年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の静岡市企業職員被服貸与規程第8条第2項ただし書に規定する採用された職員とみなして、同ただし書の規定を適用する。

## 静岡市上下水道局管理規程第29号

静岡市公営企業管理者の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

## 静岡市公営企業管理者の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程

静岡市公営企業管理者の所管に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年静岡市条例第9号）の施行に関しては、静岡市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年静岡市規則第 号）の例による。

## 附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（旧規程の廃止）

2 静岡市公営企業管理者の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程（平成15年静岡市企業局管理規程第10号）は、廃止する。

## 静岡市上下水道局管理規程第30号

静岡市企業職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規程をここに制定する。

令和5年3月31日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

## 静岡市企業職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡市企業職員（以下「職員」という。）の修学部分休業及び高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業及び高齢者部分休業)

第2条 公営企業管理者は、職員に対し、修学部分休業（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の2第1項に規定する修学部分休業に相当するものをいう。以下同じ。）及び高齢者部分休業（同法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業に相当するものをいう。以下同じ。）をすることを承認することができる。

(修学部分休業及び高齢者部分休業の取扱い)

第3条 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業の取扱いに関しては、静岡市職員の修学部分休業に関する条例（平成22年静岡市条例第6号）及び静岡市職員の修学部分休業に関する規則（平成22年静岡市規則第40号）並びに静岡市高齢者部分休業に関する条例（令和5年静岡市条例第10号）及び静岡市高齢者部分休業に関する規則（令和5年静岡市規則第27号）の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。



# 静岡市議会規則

## 静岡市議会規則第1号

静岡市議会会議規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月17日

静岡市議会議長 望 月 俊 明

## 静岡市議会会議規則の一部を改正する規則

静岡市議会会議規則（平成15年静岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第92条の見出し中「資料等印刷物」を「資料等」に改め、同条中「の印刷物」を削る。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

訓令

静岡市訓令第2号

静岡市消防本部訓令第2号

静岡市上下水道局管理規程第6号

静岡市教育委員会訓令第3号

静岡市選挙管理委員会訓令第1号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第1号

静岡市人事委員会訓令第1号

静岡市監査委員訓令第1号

静岡市農業委員会訓令第1号

静岡市議会訓令第1号

各局、市長公室、危機管理総室及び各区役所

消防局及び各消防署

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

静岡市職員安全衛生管理規程（平成17年静岡市訓令第42号、平成17年静岡市消防本部訓令第36号、平成17年静岡市企業局管理規程第26号、平成17年静岡市教育委員会訓令第22号、平成17年静岡市選挙管理委員会訓令第19号、平成17年静岡市葵区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市清水区選挙管理委員会訓令第3号、平成17年静岡市人事委員会訓令第12号、平成17年静岡市監査委員訓令第15号、平成17年静岡市農業委員会訓令第25号、平成17年静岡市議会訓令第15号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防長 秋 山 義 隆

静岡市公営企業管理者  
森 下 靖

静岡市教育委員会  
教育長 赤 堀 文 宣

静岡市選挙管理委員会  
委員長 大 場 知 明

静岡市葵区選挙管理委員会  
委員長 海 野 雅 弘

静岡市駿河区選挙管理委員会  
委員長 三 宅 衛

静岡市清水区選挙管理委員会  
委員長 望 月 洋 壽

静岡市人事委員会  
委員長 松 下 光 恵

静岡市代表監査委員  
遠 藤 正 方

静岡市農業委員会

会長 徳田雅亮

静岡市議会議長 望月俊明

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

消防局及び各消防署

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

別表第9中「水道部水道総務課」を「経営管理部上下水道総務課」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第3号

静岡市上下水道局管理規程第7号

静岡市教育委員会訓令第4号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

静岡市指定管理者選定委員会規程（平成16年静岡市訓令第25号、平成16年静岡市企業局管理規程第16号、平成16年静岡市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公営企業管理者

森 下 靖

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第4号

静岡市消防本部訓令第3号

静岡市上下水道局管理規程第8号

静岡市教育委員会訓令第5号

静岡市選挙管理委員会訓令第2号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第2号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第2号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第2号

静岡市人事委員会訓令第2号

静岡市監査委員訓令第2号

静岡市農業委員会訓令第2号

静岡市議会訓令第2号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

消防局及び各消防署

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

静岡市事務事業危機管理本部設置規程（平成23年静岡市訓令第13号、平成23年静岡市消防本部訓令第4号、平成23年静岡市上下水道局管理規程第9号、平成23年静岡市教育委員会訓令第9号、平成23年静岡市選挙管理委員会訓令第2号、平成23年静岡市葵区選挙管理委員会訓令第2号、平成23年静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第2号、平成23年静岡市清水区選挙管理委員会訓令第2号、平成23年静岡市人事委員会訓令第2号、平成23年静岡市監査委員訓令第3号、平成23年静岡市農業委員会訓令第2号、平成23年静岡市議会訓令第2号）の一部を次のように



改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防長 秋 山 義 隆

静岡市公営企業管理者

森 下 靖

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

静岡市選挙管理委員会

委員長 大 場 知 明

静岡市葵区選挙管理委員会

委員長 海 野 雅 弘

静岡市駿河区選挙管理委員会

委員長 三 宅 衛

静岡市清水区選挙管理委員会

委員長 望 月 洋 壽

静岡市人事委員会

委員長 松 下 光 恵

静岡市代表監査委員

遠藤 正方

静岡市農業委員会

会長 徳田 雅亮

静岡市議会議長 望月 俊明

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

消防局及び各消防署

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

第3条第4項中「連携調整監」を「危機管理監」に改める。

第5条第1項中「、市長公室」を削り、同条第2項中「、市長公室長にあっては市長公室長を」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第5号

静岡市消防本部訓令第4号

静岡市上下水道局管理規程第9号

静岡市教育委員会訓令第6号

静岡市選挙管理委員会訓令第3号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第3号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第3号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第3号

静岡市人事委員会訓令第3号

静岡市監査委員訓令第3号

静岡市農業委員会訓令第3号

静岡市議会訓令第3号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

消防局及び各消防署

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

静岡市業務改善推進規程(平成24年静岡市訓令第14号、平成24年静岡市消防本部訓令第7号、平成24年静岡市上下水道局管理規程第7号、平成24年静岡市教育委員会訓令第3号、平成24年静岡市選挙管理委員会訓令第3号、平成24年静岡市葵区選挙管理委員会訓令第3号、平成24年静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第3号、平成24年静岡市清水区選挙管理委員会訓令第3号、平成24年静岡市人事委員会訓令第2号、平成24年静岡市監査委員訓令第3号、平成24年静岡市農業委員会訓令第3号、平成24年静岡市議会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防長 秋 山 義 隆

静岡市公営企業管理者  
森 下 靖

静岡市教育委員会  
教育長 赤 堀 文 宣

静岡市選挙管理委員会  
委員長 大 場 知 明

静岡市葵区選挙管理委員会  
委員長 海 野 雅 弘

静岡市駿河区選挙管理委員会  
委員長 三 宅 衛

静岡市清水区選挙管理委員会  
委員長 望 月 洋 壽

静岡市人事委員会  
委員長 松 下 光 恵

静岡市代表監査委員  
遠 藤 正 方

静岡市農業委員会

会長 徳田雅亮

静岡市議会議長 望月俊明

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

消防局及び各消防署

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第6号

静岡市上下水道局管理規程第10号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

上下水道局

静岡市建設業者等選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第28号、平成15年静岡市企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公営企業管理者

森 下 靖

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

上下水道局

第3条第2項中「上下水道局次長」を「上下水道局水道部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第7号

静岡市上下水道局管理規程第11号

静岡市教育委員会訓令第7号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

静岡市委託業務等業者選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第29号、平成15年静岡市企業局管理規程第4号、平成15年静岡市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公営企業管理者

森 下 靖

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

別表第2中

「

総務局部会	市長公室所属の各課及び東京事務所、危機管理総室、総務局所属の各課、会計室、選挙管理委員会	総務局次長	総務局総務課
-------	--	-------	--------

を

	事務局、人事委員会 事務局並びに監査 委員事務局		
--	--------------------------------	--	--

」

「

総務局部会	危機管理総室、総務 局所属の各課及び 東京事務所、会計 室、選挙管理委員会 事務局、人事委員会 事務局並びに監査 委員事務局	総務局次長	総務局総務課
-------	--	-------	--------

に、

」

「

保健福祉長寿 局健康福祉部 会	保健福祉長寿局健 康福祉部所属の各 課、地域包括ケア推 進本部及び地域リ ハビリテーション 推進センター	保健福祉長寿局次長	保健福祉長寿局健康 福祉部福祉総務課
-----------------------	---	-----------	-----------------------

を

」

「

保健福祉長寿 局健康福祉部 会	保健福祉長寿局健 康福祉部所属の各 課、地域包括ケア・ 誰もが活躍推進本 部及び地域リハビ リテーション推進 センター	保健福祉長寿局次長	保健福祉長寿局健康 福祉部福祉総務課
-----------------------	---	-----------	-----------------------

に、

」



「

上下水道局水道部会	上下水道局水道部所属の各課及び水道事務所	上下水道局次長	上下水道局水道部水道総務課	を
上下水道局下水道部会	上下水道局下水道部所属の各課及び下水道事務所	上下水道局下水道部長	上下水道局下水道部下水道総務課	

」

「

上下水道局経営管理部会	上下水道局経営管理部所属の各課	上下水道局次長	上下水道局経営管理部上下水道総務課	に、
上下水道局水道部会	上下水道局水道部所属の各課及び水道事務所	上下水道局水道部長	上下水道局水道部水道基盤整備課	
上下水道局下水道部会	上下水道局下水道部所属の各課及び下水道事務所	上下水道局下水道部長	上下水道局下水道部下水道計画課	

」

改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第8号

静岡市上下水道局管理規程第12号

静岡市教育委員会訓令第8号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

上下水道局

教育委員会事務局

静岡市特定委託業務等業者選定委員会規程（平成18年静岡市訓令第20号、平成18年静岡市企業局管理規程第19号、平成18年静岡市教育委員会訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公営企業管理者

森 下 靖

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局

第3条第2項中「上下水道局次長」を「上下水道局水道部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第9号

静岡市上下水道局管理規程第13号

静岡市教育委員会訓令第9号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

上下水道局

教育委員会事務局

静岡市物品調達業者選定委員会規程（平成15年静岡市訓令第30号、平成15年静岡市企業局管理規程第5号、平成15年静岡市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市公営企業管理者

森 下 靖

静岡市教育委員会

教育長 赤 堀 文 宣

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

上下水道局

教育委員会事務局

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第10号

静岡市消防本部訓令第5号

静岡市上下水道局管理規程第14号

静岡市教育委員会訓令第10号

静岡市選挙管理委員会訓令第4号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第4号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第4号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第4号

静岡市人事委員会訓令第4号

静岡市監査委員訓令第4号

静岡市農業委員会訓令第4号

静岡市議会訓令第4号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

消防局及び各消防署

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

静岡市内部統制の実施に関する規程（令和2年静岡市訓令第9号、令和2年静岡市消防本部訓令第9号、令和2年静岡市上下水道局管理規程第13号、令和2年静岡市教育委員会訓令第3号、令和2年静岡市選挙管理委員会訓令第2号、令和2年静岡市葵区選挙管理委員会訓令第2号、令和2年静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第2号、令和2年静岡市清水区選挙管理委員会訓令第2号、令和2年静岡市人事委員会訓令第2号、令和2年静岡市監査委員訓令第2号、令和2年静岡市農業委員会訓令第2号、令和2年静岡市議会訓令第2号）の一部を次のように改

正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防長 秋 山 義 隆

静岡市公営企業管理者  
森 下 靖

静岡市教育委員会  
教育長 赤 堀 文 宣

静岡市選挙管理委員会  
委員長 大 場 知 明

静岡市葵区選挙管理委員会  
委員長 海 野 雅 弘

静岡市駿河区選挙管理委員会  
委員長 三 宅 衛

静岡市清水区選挙管理委員会  
委員長 望 月 洋 壽

静岡市人事委員会  
委員長 松 下 光 恵

静岡市代表監査委員

遠藤 正方

静岡市農業委員会

会長 徳田 雅亮

静岡市議会議長 望月 俊明

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

消防局及び各消防署

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

第2条第3号中「公室及び総室並びに」を「総室及び」に改め、同条第4号中「連携調整監」を「危機管理監」に改め、同条第5号中「、市長公室長」を削る。

別表中「上下水道局水道部水道総務課長」を「上下水道局経営管理部上下水道危機管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第11号

静岡市消防本部訓令第6号

静岡市上下水道局管理規程第15号

静岡市教育委員会訓令第11号

静岡市選挙管理委員会訓令第5号

静岡市葵区選挙管理委員会訓令第5号

静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第5号

静岡市清水区選挙管理委員会訓令第5号

静岡市人事委員会訓令第5号

静岡市監査委員訓令第5号

静岡市農業委員会訓令第5号

静岡市議会訓令第5号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

消防局及び各消防署

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

静岡市危機対策本部設置規程（令和3年静岡市訓令第34号、令和3年静岡市消防本部訓令第9号、令和3年静岡市上下水道局管理規程第13号、令和3年静岡市教育委員会訓令第9号、令和3年静岡市選挙管理委員会訓令第5号、令和3年静岡市葵区選挙管理委員会訓令第5号、令和3年静岡市駿河区選挙管理委員会訓令第5号、令和3年静岡市清水区選挙管理委員会訓令第5号、令和3年静岡市人事委員会訓令第5号、令和3年静岡市監査委員訓令第5号、令和3年静岡市農業委員会訓令第5号、令和3年静岡市議会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防長 秋 山 義 隆

静岡市公営企業管理者  
森 下 靖

静岡市教育委員会  
教育長 赤 堀 文 宣

静岡市選挙管理委員会  
委員長 大 場 知 明

静岡市葵区選挙管理委員会  
委員長 海 野 雅 弘

静岡市駿河区選挙管理委員会  
委員長 三 宅 衛

静岡市清水区選挙管理委員会  
委員長 望 月 洋 壽

静岡市人事委員会  
委員長 松 下 光 恵

静岡市代表監査委員  
遠 藤 正 方



静岡市農業委員会

会長 徳田雅亮

静岡市議会議長 望月俊明

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

消防局及び各消防署

上下水道局

教育委員会事務局及び教育機関

選挙管理委員会事務局

葵区選挙管理委員会事務局

駿河区選挙管理委員会事務局

清水区選挙管理委員会事務局

人事委員会事務局

監査委員事務局

農業委員会事務局

市議会事務局

第2条第2号中「公室、」を削り、同条第3号中「連携調整監」を「危機管理監」に改め、同条第4号中「、市長公室長」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

## 静岡市訓令第12号

各局及び市長公室

職員の人事異動に関する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 職員の人事異動に関する訓令

この訓令の公布の際、現に次の表の左欄に掲げる局部課かいに勤務する職員で、令和5年4月1日において特に辞令書の交付を受ける職員以外のものは、同日において同表の右欄に掲げる局部課かいに配置転換されたものとみなす。

現所属	新所属
市長公室秘書課	総務局市長公室秘書課
市長公室広報課	総務局市長公室広報課
市長公室東京事務所	総務局市長公室東京事務所
市民局生活安心安全課	市民局生活安全安心課
保健福祉長寿局地域包括ケア推進本部	保健福祉長寿局地域包括ケア・誰もが活躍 推進本部
都市局都市計画部清水駅周辺整備課	都市局都市計画部清水都市整備課

静岡市訓令第13号

各局、市長公室及び危機管理総室

静岡市表彰審査委員会規程（平成16年静岡市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局及び危機管理総室

第2条第2項中「市長公室に」を「総務局に」に、「連携調整監及び市長公室長」を「総務局長及び総務局市長公室長」に改める。

第3条第3項中「連携調整監」を「総務局長」に改める。

第5条中「市長公室秘書課」を「総務局市長公室秘書課」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第14号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

静岡市区における総合的な行政運営の推進に関する規程（平成19年静岡市訓令第38号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

第2条第1号中「公室及び総室並びに」を「総室及び」に改め、同条第2号中「連携調整監」を「危機管理監」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第15号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

静岡市経営会議規程（平成15年静岡市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

第2条第1項中「公室及び総室並びに」を「総室及び」に改める。

第3条第1項中「、連携調整監」を削り、同条第2項中「、市理事」を削る。

第5条中「連携調整監」を「危機管理監」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第16号

各局、市長公室及び危機管理総室  
各区役所

静岡市における組織的連携のための体制の整備に関する規程（平成27年静岡市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

第2条第1号中「静岡市事務分掌条例」の次に「(平成16年静岡市条例第97号)」を加え、「公室及び総室並びに」を「総室及び」に改め、同条第2号中「連携調整監」を「危機管理監」に改め、同条第3号中「、市長公室長」を削る。

第5条第2項中「、市理事」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第17号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条第6項の規定による休憩時間の短縮に係る請求等の手続に関する規程（平成21年静岡市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

第2条第3項中「(局長等を上司とする統括監に限る。)及び」を「、局理事及び」に改め、「市理事、連携調整監及び」を削り、「(局長等を上司とする統括監に限る。)を」を「及び局理事を」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第18号

各局、市長公室及び危機管理総室

静岡市生涯学習推進本部設置規程（平成16年静岡市訓令第24号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局及び危機管理総室

別表中「連携調整監」を「危機管理監」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。



静岡市訓令第19号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

静岡市公文例規程（平成15年静岡市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第20号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

静岡市政策法務推進規程（平成27年静岡市訓令第14号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第21号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

静岡市職員の人事記録に関する規程（平成15年静岡市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第22号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

静岡市職員の人事評価に関する規程（平成28年静岡市訓令第17号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第23号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

静岡市職員服務規程（平成15年静岡市訓令第20号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第24号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

静岡市職員研修規程（平成15年静岡市訓令第23号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第25号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

静岡市職員互助会規則施行規程(平成15年静岡市訓令第25号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第26号

各局、市長公室及び危機管理総室  
各区役所  
消防局及び各消防署  
上下水道局  
教育委員会事務局及び教育機関  
選挙管理委員会事務局  
葵区選挙管理委員会事務局  
駿河区選挙管理委員会事務局  
清水区選挙管理委員会事務局  
人事委員会事務局  
監査委員事務局  
農業委員会事務局  
市議会事務局

静岡市職員の児童手当事務取扱規程（平成15年静岡市訓令第26号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所  
消防局及び各消防署  
上下水道局  
教育委員会事務局及び教育機関  
選挙管理委員会事務局  
葵区選挙管理委員会事務局  
駿河区選挙管理委員会事務局  
清水区選挙管理委員会事務局  
人事委員会事務局  
監査委員事務局



農業委員会事務局

市議会事務局

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第27号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

静岡市建設工事監督規程（平成20年静岡市訓令第22号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第28号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

静岡市建設工事に係る測量、調査及び設計の業務委託に係る監督規程（平成20年静岡市訓令第23号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第29号

各局、市長公室及び危機管理総室

各区役所

静岡市車両管理規程（平成15年静岡市訓令第31号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第30号

各局、市長公室及び危機管理総室

静岡市緑化推進本部設置規程（平成15年静岡市訓令第33号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局及び危機管理総室

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第31号

各局、市長公室及び危機管理総室  
各区役所

静岡市職員出勤簿整理規程（平成15年静岡市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

第2条中「（局長等を上司とする統括監に限る。）及び」を「、局理事及び」に改め、「市理事、連携調整監及び」を削り、「（局長等を上司とする統括監に限る。）を」を「及び局理事を」に改める。

第4条第2項第4号中チをツとし、イからタまでをウからチまでとし、アの次に次のように加える。

イ 法第26条の3の規定により高齢者部分休業をしている場合 「高齢」

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市訓令第32号

各局、市長公室及び危機管理総室  
各区役所

静岡市職員の辞令書の交付等に関する規程（平成15年静岡市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

第2条第10号中「第28条の2」を「第28条の6」に改め、同条第11号中「第28条の3」を「第28条の7」に改め、同条第12号中「第28条の4」を「第22条の4」に改め、「当該再任用の任期を更新する場合、当該再任用の職員が異動し任期の定めのない職員となった場合」を削り、同条中第27号を第29号とし、第24号から第26号までを2号ずつ繰り下げ、第26号の前に次の1号を加える。

(25) 静岡市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和5年静岡市条例第10号）第2条第1項の規定により職員の高齢者部分休業を承認する場合、当該承認が失効した場合、当該承認を取り消した場合、当該休業時間の短縮及び延長をした場合又は当該高齢者部分休業の期間が満了した場合

第2条中第23号を第24号とし、第13号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 法第28条の5の規定により異動期間の延長を行う場合又は異動期間の期限を繰り上げる場合

別記の1（10）中「第28条第1項」の次に「又は第28条の2第1項」を加え、同1（14）中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、同1（19）中「第28条の3」を「第28条の7」に改め、同1（21）及び（22）を削り、同1中（23）を（21）とし、（21）の次に次のように加える。

(22) 法第28条の5の規定により異動期間の延長を行う場合

「異動期間を○年○月○日まで延長する」と表示する。

(23) 法第28条の5の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合

「異動期間を〇年〇月〇日に繰り上げる」と表示する。

別記の1(75)中「終了した」の次に「と表示する。」を加え、(76)中「修学部分休業が」を削り、「取り消す」の次に「と表示する。」を加え、同1(77)中「満了した」の次に「と表示する。」を加え、同1中(88)を(94)とし、(78)から(87)までを(84)から(93)までとし、(77)の次に次のように加える。

(78) 静岡市職員の高齢者部分休業に関する条例第2条第1項の規定により職員の高齢者部分休業を承認する場合

「エにより高齢者部分休業を承認する

高齢者部分休業の期間は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする」と表示する。

(79) 高齢者部分休業の承認が効力を失った場合

「高齢者部分休業が終了した」と表示する。

(80) 高齢者部分休業の承認が取り消された場合

「高齢者部分休業の承認を取り消す」と表示する。

(81) 高齢者部分休業の休業時間が短縮された場合

「高齢者部分休業の休業時間を短縮する」と表示する。

(82) 高齢者部分休業の休業時間の延長を承認する場合

「高齢者部分休業の休業時間を延長する」と表示する。

(85) 高齢者部分休業の期間が満了した場合

「高齢者部分休業の期間が満了した」と表示する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、この訓令による改正後の静岡市職員の辞令書の交付等に関する規程第2条第12号に規定する再任用の職員とみなして、同号の規定を適用する。



静岡市訓令第33号

各局、市長公室及び危機管理総室  
各区役所

静岡市公文書管理規程（平成15年静岡市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

令達先を次のように改める。

各局、危機管理総室及び各区役所

第2条第1号中「公室及び総室並びに」を「総室及び」に改め、同条第3号中「、市長公室長」を削る。

第4条第3項第4号中「及び静岡市個人情報保護条例(平成17年静岡市条例第9号)」を削り、「又は」の次に「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく」を加え、「公文書」を「文書等」に改める。

第16条第1項中「限る。）」の次に「、市長公室長」を加え、同項第2号中「(公室を含む。）」を削り、「局次長等」の次に「又は市長公室長」を加え、同項第4号及び第5号中「部長」の次に「、市長公室長」を加える。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

# 教育委員会訓令

静岡市教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局

各小学校

各中学校

静岡市立小・中学校処務規程（平成19年静岡市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月30日

静岡市教育委員会

委員長 赤堀文宣

別表第1の2（2）に次のように加える。

チ 共同学校事務室に関する事。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

# 上下水道局訓令

## 静岡市上下水道局訓令第1号

上下水道局

職員の人事異動に関する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

## 職員の人事異動に関する訓令

この訓令の公布の際、現に次の表の左欄に掲げる局部課に勤務する職員で、令和5年4月1日において特に辞令書の交付を受ける職員以外のものは、同日において同表の右欄に掲げる局部課に配置転換されたものとみなす。

現所属	新所属
上下水道局水道部お客様サービス課	上下水道局経営管理部お客様サービス課

告 示

静岡市告示第145号

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により徴収する額を定めた告示（令和元年静岡市告示第329号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月22日

静岡市長 田 辺 信 宏

第2項の表備考3を削り、同備考4中「次の各号に掲げる」を「当該特定被監護者等（最年長者である者を除く。）である」に改め、「C階層からD4階層までの」を削り、「静岡市立こども園条例施行規則」の次に「（平成27年静岡市規則第51号）」を、「静岡市待機児童園条例施行規則」の次に「（平成27年静岡市規則第52号）」を加え、「3にかかわらず、当該各号に定める額」を「0円」に改め、同4（1）及び（2）を削り、同4を同備考3とし、同備考5を削り、同備考6を同備考4とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により徴収する額を定めた告示の規定は、この告示の施行の日以後に行われた子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第10項第5号に規定する教育・保育（以下「教育・保育」という。）の実施に係る同法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する政令で定める額を限度として市が定める額並びに同法附則第6条第4項の規定により徴収する額（以下「利用者負担額等」という。）について適用し、同日前に行われた教育・保育の実施に係る利用者負担額等については、なお従前の例による。

静岡市告示第146号

静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示（平成15年静岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月23日

静岡市長 田 辺 信 宏

3 静岡市収納代理金融機関の表中

「

株式会社三井住友銀行静岡支店	静岡市葵区追手町1番6号	本店、支店及び出張所
三井住友信託銀行株式会社静岡支店	静岡市葵区紺屋町3番地の10	本店、支店及び出張所

を

」

「

株式会社三井住友銀行静岡支店	静岡市葵区追手町1番6号	本店、支店及び出張所
----------------	--------------	------------

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。



静岡市告示第147号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定による指定納付受託者を指定した告示（令和4年静岡市告示第595号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月23日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

株式会社テラオカ	東京都港区芝 四丁目4番13 号	令和4年10月1日	キャッシュレス決済サービスを利用して納付する市税に係る証明手数料、戸籍等手数料、公文書の写しの作成及び公文書（電磁的記録に限る。）の複写、複製等に要する費用、静岡市納骨堂使用料、静岡市民ギャラリー使用料、静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場使用料、静岡市障害者歯科保健センター使用料及び手数料並びに静岡市立芹沢銕介美術館観覧料
----------	------------------------	-----------	---

を

」

株式会社テラオカ	東京都港区芝	令和4年10月1日	キャッシュレス決済
----------	--------	-----------	-----------

	四丁目4番13号		サービスを利用して納付する市税に係る証明手数料、戸籍等手数料、公文書の写しの作成及び公文書（電磁的記録に限る。）の複写、複製等に要する費用、静岡市納骨堂使用料、静岡市民ギャラリー使用料、静岡市三保真崎グラウンドゴルフ場使用料、静岡市障害者歯科保健センター使用料及び手数料、静岡市立芹沢銈介美術館観覧料並びに静岡市歴史博物館観覧料
株式会社イーティックスデータファーム	東京都渋谷区渋谷二丁目6番14号	令和4年12月24日	インターネットを利用するキャッシュレス決済サービスを利用して納付する静岡市歴史博物館観覧料

に

」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

静岡市告示第157号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

静岡市直営施設（静岡市清水三保体育館、静岡市由比体育館、静岡市由比川河川敷スポーツ広場、静岡市中島人工芝多目的スポーツグラウンド、静岡市中島テニス広場、静岡市横砂テニス広場、静岡市恩田原スポーツ広場、静岡市蒲原西部コミュニティセンター、静岡市蒲原東部コミュニティセンター、清水桜が丘公園庭球場及び清水桜が丘公園グラウンド）使用料の徴収事務	三幸株式会社代表取締役
静岡市直営施設（静岡市清水三保体育館、静岡市由比体育館、静岡市由比川河川敷スポーツ広場、静岡市中島人工芝多目的スポーツグラウンド、静岡市中島テニス広場、静岡市横砂テニス広場、静岡市恩田原スポーツ広場、静岡市蒲原西部コミュニティセンター、静岡市蒲原東部コミュニティセンター、清水桜が丘公園庭球場及び清水桜が丘公園グラウンド）使用料の徴収事務	公益財団法人静岡市スポーツ協会会長

を

」

「

静岡市直営施設（静岡市由比体育館、静岡	三幸株式会社代表取締役
---------------------	-------------

<p>市由比川河川敷スポーツ広場、静岡市中島人工芝多目的スポーツグラウンド、静岡市中島テニス広場、静岡市横砂テニス広場、静岡市恩田原スポーツ広場、静岡市蒲原西部コミュニティセンター、静岡市蒲原東部コミュニティセンター、清水桜が丘公園庭球場及び清水桜が丘公園グラウンド)使用料の徴収事務</p>	
<p>静岡市直営施設(静岡市由比体育館、静岡市由比川河川敷スポーツ広場、静岡市中島人工芝多目的スポーツグラウンド、静岡市中島テニス広場、静岡市横砂テニス広場、静岡市恩田原スポーツ広場、静岡市蒲原西部コミュニティセンター、静岡市蒲原東部コミュニティセンター、清水桜が丘公園庭球場及び清水桜が丘公園グラウンド)使用料の徴収事務</p>	<p>公益財団法人静岡市スポーツ協会会長</p>

に

改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

静岡市告示第196号

静岡市土地利用委員会要綱（平成15年静岡市告示第18号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

第6条第3項第2号中「及び静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）」を「、静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号）及び静岡県盛土等の規制に関する条例（令和4年静岡県条例第20号）」に改める。

別表第1中

「  
| 連携調整監 | |  
| 企画局長 | | を  
| | | |  
」

「  
| 企画局長 | | に  
| | | |  
」

改める。

別表第2中

「  
| 消防局警防部長 | | を  
| | | |  
」

「  
| 消防局警防部長 | | に  
| 上下水道局次長 | |  
| | | |  
」

改める。

別表第3中

「  
| 市民局生活安心安全課長 | | を  
| | | |  
」

「 市民局生活安全安心課長	」 に、
「 環境局環境創造課長	」 を
「 環境局環境創造課長 環境局環境共生課長	」 に、
「 上下水道局水道部お客様サービス課長	」 を
「 上下水道局経営管理部上下水道総務課長 上下水道局経営管理部お客様サービス課長	」 に、
「 上下水道局水道部水質管理課長 上下水道局水道部水道事務所長 上下水道局下水道部下水道総務課長	」 を
「 上下水道局水道部水道事務所長	」 に

改める。

#### 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

# 上下水道局告示

## 静岡市上下水道局告示第20号

静岡市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定に関する告示（平成15年静岡市企業局告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市公営企業管理者 森 下 靖

表中

「	株式会社静岡中央銀行	本店、支店及び出張所	を
	三井住友信託銀行株式会社	本店、支店及び出張所	
」			
「	株式会社静岡中央銀行	本店、支店及び出張所	に
」			

改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。



## 消防本部告示

## 静岡市消防本部告示第1号

静岡市消防長の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

静岡市消防長 秋山 義隆

## 静岡市消防長の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程

静岡市消防長の所管に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年静岡市条例第9号）の施行に関しては、静岡市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年静岡市規則第6号）の例による。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。  
（旧告示の廃止）
- 2 静岡市消防長の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程（平成15年静岡市消防本部告示第2号）は、廃止する。

# 農業委員会告示

## 静岡市農業委員会告示第5号

静岡市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

静岡市農業委員会会長 徳田雅亮

## 静岡市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程

静岡市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年静岡市条例第9号）の施行に関しては、静岡市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年静岡市規則第9号）の例による。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。  
（旧告示の廃止）
- 2 静岡市農業委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程（平成15年静岡市農業委員会告示第3号）は、廃止する。

# 議会告示

## 静岡市議会告示第1号

静岡市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

静岡市議会議長 望月俊明

## 静岡市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この告示は、静岡市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年静岡市条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この告示において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列

イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号

(3) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金番号

(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号

(5) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード

- (6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
- (7) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (8) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (9) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (10) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (11) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (12) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (13) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (14) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (15) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (16) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (17) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号  
（要配慮個人情報）

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害
  - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲



において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 2次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程を整備し、当該規程に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該

個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。
- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- ア 執行機関の職員又は当該職員であつた者
- イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
- (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(保有個人情報取扱業務登録簿の登録事項)

第9条 条例第18条第1項第6号の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保有個人情報の収集先
- (2) 保有個人情報の市の機関等（市の機関（議会を除く。以下同じ。）及び市の設立に係る地方独立行政法人をいう。以下同じ。）以外のものへの経常的な提供の有無及びその提供先
- (3) 保有個人情報の電子計算機等の結合による市の機関等以外のものへの提供の有無及びその結合先

- (4) 特定個人情報の取扱いの有無
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要であると認める事項  
(開示請求書)

第10条 条例第20条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の開示請求書に記載することができる条例第20条第1項第3号の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求者の連絡先
- (2) 代理人による請求の場合にあつては、当該代理人の氏名、住所又は居所及び連絡先並びに法定代理人又は本人の委任による代理人の別  
(開示請求における本人確認手続等)

第11条 開示請求をする者は、議長に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書を議長に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第19条第2項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたもの

に限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定の際に通知すべき事項)

第12条 条例第25条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第29条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(4) 電子情報処理組織(議会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。第17条第2項において同じ。))と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。同項において同じ。)を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

(開示決定等の通知)

第13条 条例第25条第1項又は第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる通知の区分に応じ、当該各号に定める通知書を送付することにより行うものとする。

(1) 保有個人情報の開示をする旨の決定の通知 保有個人情報開示決定通知書(様式第2号)

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定の通知 保有個人情報部分開示決定通知書(様式第3号)

(3) 保有個人情報の開示をしない旨の決定の通知 保有個人情報不開示決定通知書(様式第4号)

2 条例第26条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第5号)を送付することにより行うものとする。

3 条例第27条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書(様式第6号)を送付することにより行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 条例第28条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示決定等に関す

る意見照会書（様式第7号）を送付することにより行うものとする。

3 条例第28条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第8号）とする。

4 議長は、条例第28条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第28条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第28条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第28条第2項各号のいずれに該当するかの特及びその理由

7 条例第28条第3項後段の規定による通知は、保有個人情報の開示決定をした旨の通知書（様式第9号）を送付することにより行うものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第15条 条例第29条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）又は当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したものの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第16条 条例第29条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第10号)により行うものとする。

2 条例第25条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第29条第3項の規定による申出を要しない。

(公文書の写しの交付に係る費用負担)

第17条 条例第31条第2項及び第3項の議長が定める額は、別表に定めるところによる。

(訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用)

第18条 第11条(第4項及び第5項を除く。)の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第3項中「第19条第2項」とあるのは、訂正請求については「第32条第2項」と、利用停止請求については「第39条第2項」と読み替えるものとする。

(訂正請求書)

第19条 条例第33条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第11号)とする。

(訂正決定等の通知)

第20条 条例第35条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正請求に係る決定通知書(様式第12号)を送付することにより行うものとする。

(訂正決定等期間延長通知書)

第21条 条例第36条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第13号)を送付することにより行うものとする。

(訂正決定等期間特例延長通知書)

第22条 条例第37条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(様式第14号)を送付することにより行うものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第23条 条例第38条の規定による通知は、保有個人情報訂正実施通知書(様式第15号)を送付することにより行うものとする。

(利用停止請求書)

第24条 条例第40条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第16号)とする。

(利用停止決定等の通知)

第25条 条例第42条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止請求に係る決定通知書（様式第17号）を送付することにより行うものとする。

（利用停止決定等期間延長通知書）

第26条 条例第43条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第18号）とする。

（利用停止決定等期間特例延長通知書）

第27条 条例第44条第1項後段による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第19号）を送付することにより行うものとする。

（諮問をした旨の通知書）

第28条 条例第46条第1項の規定による諮問は、静岡市行政不服審査法施行条例（平成28年静岡市条例第17号）第5条に規定する静岡市個人情報保護審査会に諮問書（様式第20号）を提出して行うものとする。

2 前項の規定により提出する諮問書には、次に掲げる書面の写しを添付するものとする。

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第1項に規定する審査請求書又は同法第21条第2項に規定する審査請求録取書
- (2) 保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書又は保有個人情報利用停止請求書
- (3) 第13条第1項各号の通知書、保有個人情報の訂正請求に係る決定通知書又は保有個人情報の利用停止請求に係る決定通知書（開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為についての審査請求の場合を除く。）

3 条例第46条第2項の規定による通知は、諮問通知書（様式第21号）を送付することにより行うものとする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（静岡市議会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程の廃止）

2 静岡市議会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程（平成15年静岡市議会告示第4号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「静岡市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年静岡市議会告示第1号）の施行後遅滞なく」とする。

別表（第17条関係）

保有個人情報記録された公文書の区分	交付する写し又は複製物	金額	備考
文書及び図画（マイクロフィルムを含む。）	複写機により複製したもの	単色刷り 1 枚につき10円	1 日本産業規格A列4番の規格による用紙を用いて行うものとする。ただし、これにより難しいときは、日本産業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うことができる。 2 用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。
		多色刷り 1 枚につき50円	
	その他公文書の性質に応じて複製したもの	当該複製したものの交付に要する費用（作成に要する費用を含む。）に相当する金額	
電磁的記録	用紙に出力したもの又はこれを複製したもの	単色刷り 1 枚につき10円	1 日本産業規格A列4番の規格による用紙を用いて行うものとする。ただし、これにより難しいときは、日本産業規格A列3番を超えない規格による用紙を用いて行うことができる。 2 用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。
		光ディスクに複製したもの	



	その他電磁的記録媒体に複写したもの	当該電磁的記録媒体の交付に要する費用（作成に関する費用を含む。）に相当する額	
--	-------------------	--	--

【様式は掲載省略】

静岡市議会告示第2号

静岡市議会事務局処務規程(平成15年静岡市議会告示第8号)の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市議会議長 望月俊明

第4条議会総務課の所掌事務中(6)を削り、(7)を(6)とし、(8)から(12)までを(7)から(11)までとする。

第4条調査法制課の所掌事務中(10)を(11)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) 政務活動費に関すること。

別表人事に関する事項の表中

「

7 職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業に関すること。			○	
8 職員の組合休暇、介護休暇及び介護時間に関すること。			○	
9 職員の職務に専念する義務の免除に関すること。			○	
10 職員の休憩時間の短縮に関すること。			○	
11 職員の深夜勤務、時間外勤務等の制限に関すること。			○	
12 定例の給料その他の給与支給に関すること。			○	

を

」

7 職員の修学部分休業、自			○	
---------------	--	--	---	--

己啓発等休業及び配偶者 同行休業に関する事 こと。				
8 職員の育児休業、育児短 時間勤務及び部分休業並 びに高齢者部分休業に関 すること。			○	
9 職員の組合休暇、介護休 暇及び介護時間に関する こと。			○	
10 職員の職務に専念する 義務の免除に関する事 こと。			○	
11 職員の休憩時間の短縮 に関する事 こと。			○	
12 職員の深夜勤務、時間外 勤務等の制限に関する事 こと。			○	
13 定例の給料その他の給 与支給に関する事 こと。			○	

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

# 選挙管理委員会告示

## 静岡市選挙管理委員会告示第9号

静岡市選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

静岡市選挙管理委員会委員長 大場 知 明

## 静岡市選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程

静岡市選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年静岡市条例第9号）の施行に関しては、静岡市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年静岡市規則第6号）の例による。

## 附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（旧告示の廃止）

2 静岡市選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程（平成15年静岡市選挙管理委員会告示第3号）は、廃止する。

# 葵区選挙管理委員会告示

## 静岡市葵区選挙管理委員会告示第3号

静岡市葵区選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

静岡市葵区選挙管理委員会 委員長 海野雅弘

静岡市葵区選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程

静岡市葵区選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)及び静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年静岡市条例第9号)の施行に関しては、静岡市個人情報の保護に関する法律等施行規則(令和5年静岡市規則第6号)の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(旧告示の廃止)

2 静岡市葵区選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程(平成17年静岡市葵区選挙管理委員会告示第5号)は、廃止する。



# 駿河区選挙管理委員会告示

## 静岡市駿河区選挙管理委員会告示第5号

静岡市駿河区選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 三宅 衛

## 静岡市駿河区選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程

静岡市駿河区選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年静岡市条例第9号）の施行に関しては、静岡市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年静岡市規則第6号）の例による。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。  
（旧告示の廃止）
- 2 静岡市駿河区選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程（平成17年静岡市駿河区選挙管理委員会告示第5号）は、廃止する。

# 清水区選挙管理委員会告示

## 静岡市清水区選挙管理委員会告示第17号

静岡市清水区選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

静岡市清水区選挙管理委員会委員長 望 月 洋 壽

静岡市清水区選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程  
静岡市清水区選挙管理委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)及び静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年静岡市条例第9号)の施行に関しては、静岡市個人情報の保護に関する法律等施行規則(令和5年静岡市規則第6号)の例による。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。  
(旧告示の廃止)
- 2 静岡市清水区選挙管理委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程(平成17年静岡市清水区選挙管理委員会告示第5号)は、廃止する。

# 監査委員告示

## 静岡市監査委員告示第1号

静岡市監査委員の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

静岡市代表監査委員 遠藤 正方

## 静岡市監査委員の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程

静岡市監査委員の所管に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年静岡市条例第9号）の施行に関しては、静岡市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年静岡市規則第9号）の例による。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。  
（旧告示の廃止）
- 2 静岡市監査委員の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程（平成15年静岡市監査委員告示第3号）は、廃止する。

## 静岡市監査委員告示第2号

静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡市代表監査委員 遠藤 正方

第9条第2項中「静岡市個人情報保護条例（平成17年静岡市条例第9号）及び静岡市監査委員の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程（平成15年静岡市監査委員告示第3号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年静岡市条例第9号）及び静岡市監査委員の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程（令和5年静岡市監査委員告示第1号）」に改める。

## 附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

# 固定資産評価審査委員会告示



## 静岡市固定資産評価審査委員会告示第1号

静岡市固定資産評価審査委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

## 静岡市固定資産評価審査委員会

静岡市固定資産評価審査委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規程  
静岡市固定資産評価審査委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年静岡市条例第9号）の施行に関しては、静岡市個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年静岡市規則第9号）の例による。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。  
（旧告示の廃止）
- 2 静岡市固定資産評価審査委員会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程（平成15年静岡市固定資産評価審査委員会告示第3号）は、廃止する。